

平成29年度 入札・契約、総合評価の実施方針 〔コンサルタント業務等〕

平成29年4月14日



国土交通省 関東地方整備局

資料構成

建設コンサルタント業務等の契約状況	2
平成29年度 入札契約手続きの実施方針	30
品質確保対策の実施状況	62
共通仕様書、技術者単価、積算基準の改定	70
土木設計業務等変更ガイドライン	78
平成29年度 発注者支援業務等	90
平成29年度 補償コンサルタント業務における 入札契約手続き実施方針等について	94

建設コンサルタント業務等の契約状況

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

■契約状況(業種別:H24年度~H28年度)

(平成28年12月末現在)

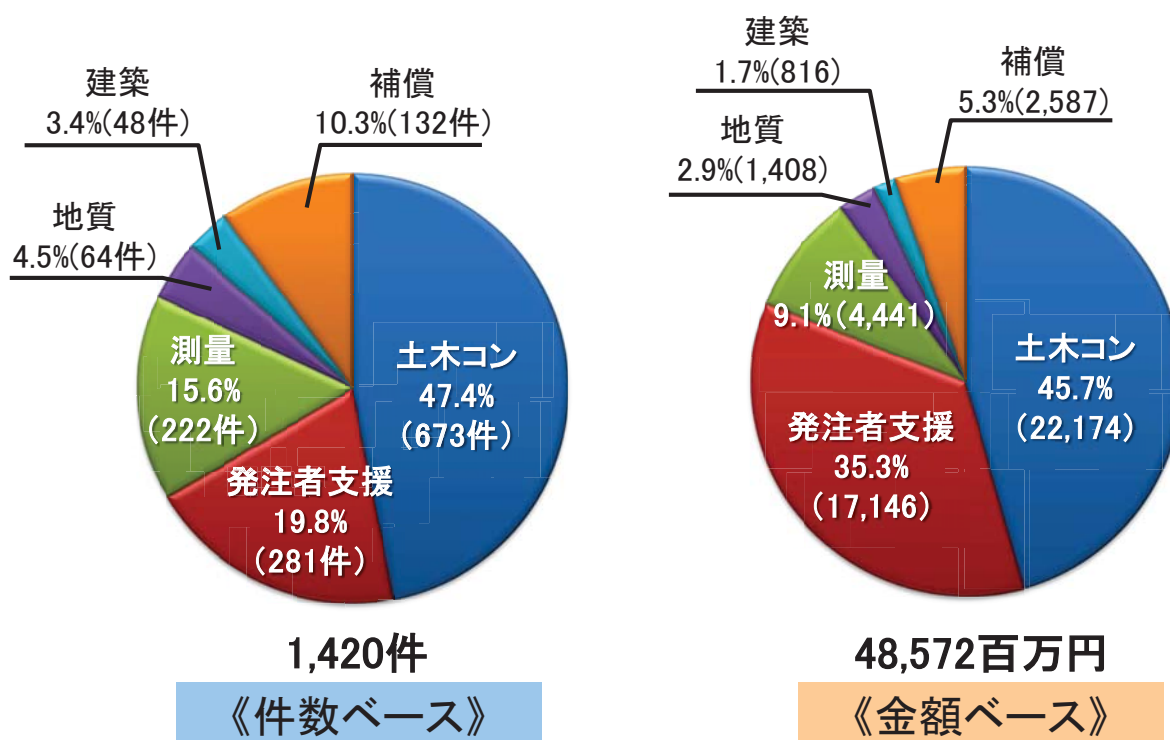
年度	H24年度		H25年度		H26年度		H27年度		H28年度		平均	
件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
土木	1,006	63.2%	1,125	63.0%	1,038	64.7%	941	62.2%	954	67.2%	1,013	64%
発注者支援	250	15.7%	263	14.7%	265	16.5%	247	16.3%	281	19.8%	261	16%
土木コンサル	756	47.5%	862	48.3%	773	48.2%	694	45.8%	673	47.4%	752	48%
測量	274	17.2%	291	16.3%	261	16.3%	262	17.3%	222	15.6%	262	17%
地質	84	5.3%	123	6.9%	93	5.8%	83	5.5%	64	4.5%	89	6%
建築	66	4.1%	47	2.6%	54	3.4%	66	4.4%	48	3.4%	56	4%
補償	161	10.1%	200	11.2%	159	9.9%	162	10.7%	132	10.3%	163	10%
計	1,591	100%	1,786	100%	1,605	100%	1,514	100%	1,420	100%	1,583	100%
(単位:百万円)												
金額	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
土木	30,765	74.5%	37,250	75.8%	40,072	79.7%	34,287	75.5%	39,320	81.0%	36,339	77%
発注者支援	12,659	30.7%	13,358	27.2%	15,675	31.2%	13,721	30.2%	17,146	35.3%	14,512	31%
土木コンサル	18,105	43.9%	23,892	48.6%	24,397	48.5%	20,566	45.3%	22,174	45.7%	21,827	47%
測量	4,271	10.3%	4,631	9.4%	4,412	8.8%	5,517	12.1%	4,441	9.1%	4,654	10%
地質	1,397	3.4%	2,667	5.4%	1,915	3.8%	1,654	3.6%	1,408	2.9%	1,808	4%
建築	1,816	4.4%	857	1.7%	975	1.9%	955	2.1%	816	1.7%	1,084	2%
補償	3,032	7.3%	3,729	7.6%	2,879	5.7%	3,022	6.7%	2,587	5.3%	3,050	6%
計	41,281	100%	49,134	100%	50,252	100%	45,435	100%	48,572	100%	46,935	100%

※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

H28年度:業種別

(平成28年12月末現在)

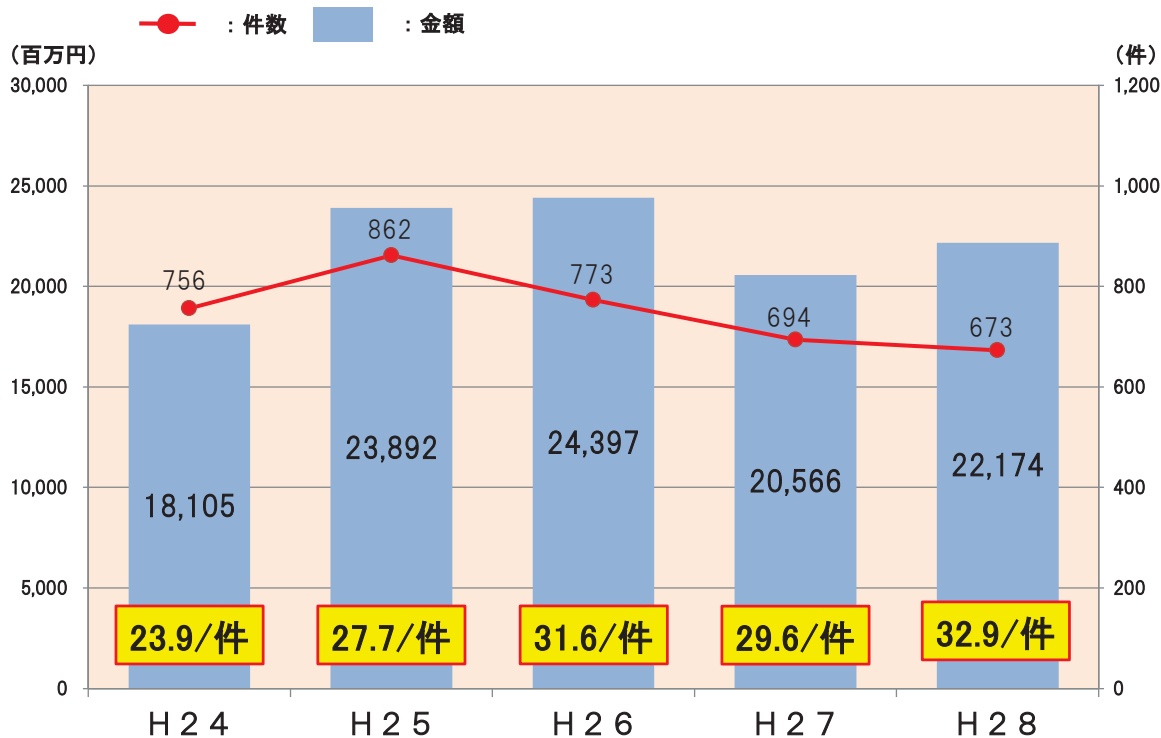


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(業種別)

■契約状況(土木コンサルタント)

(平成28年12月末現在)

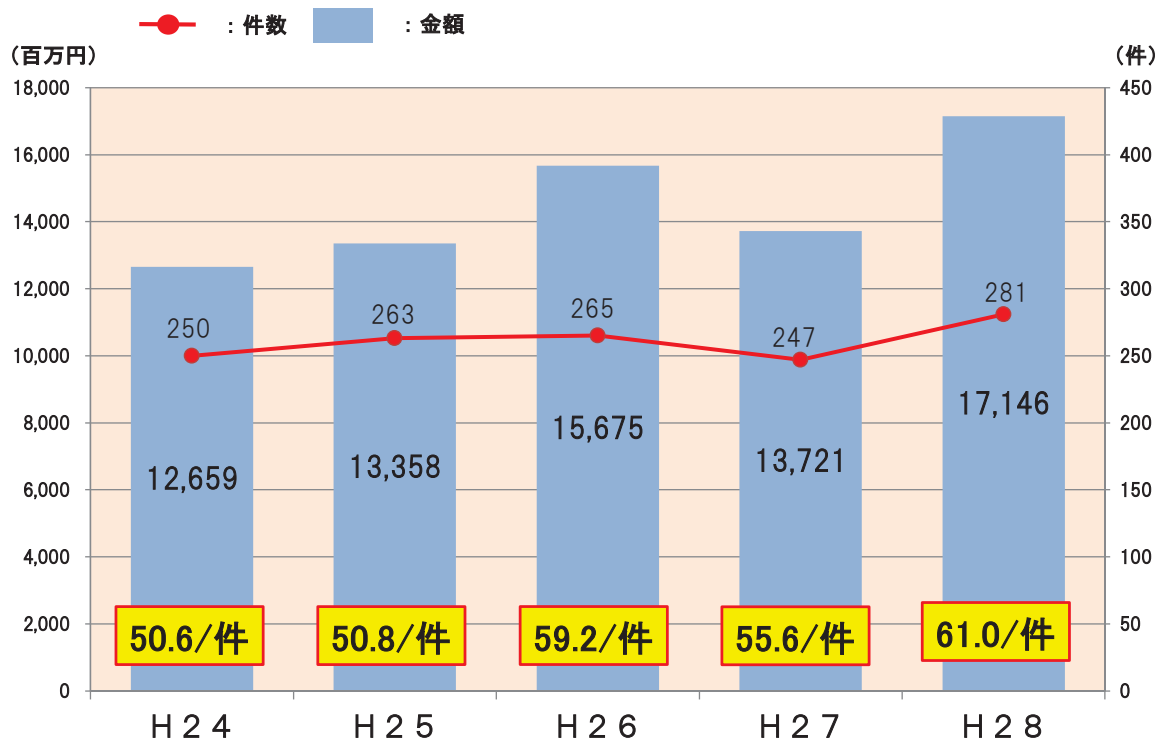


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。
 ※港湾空港関係を除く。

建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(業種別)

■契約状況(発注者支援)

(平成28年12月末現在)

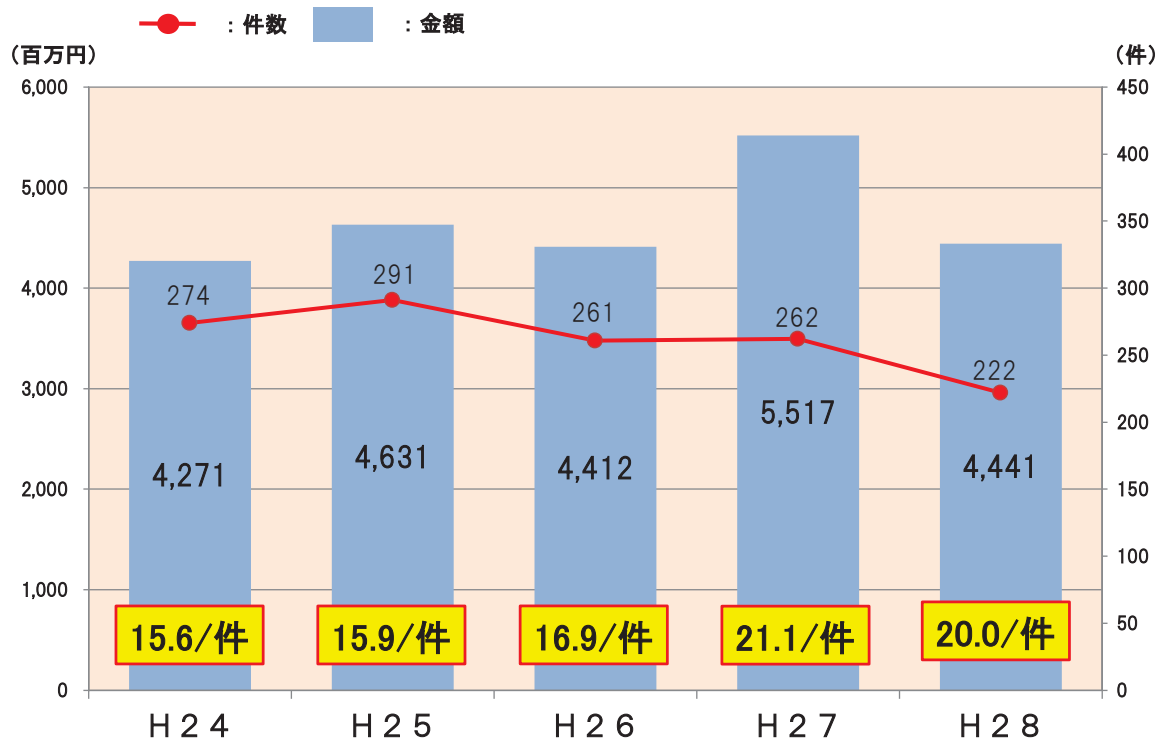


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。
 ※港湾空港関係を除く。

建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(業種別)

■契約状況(測量)

(平成28年12月末現在)

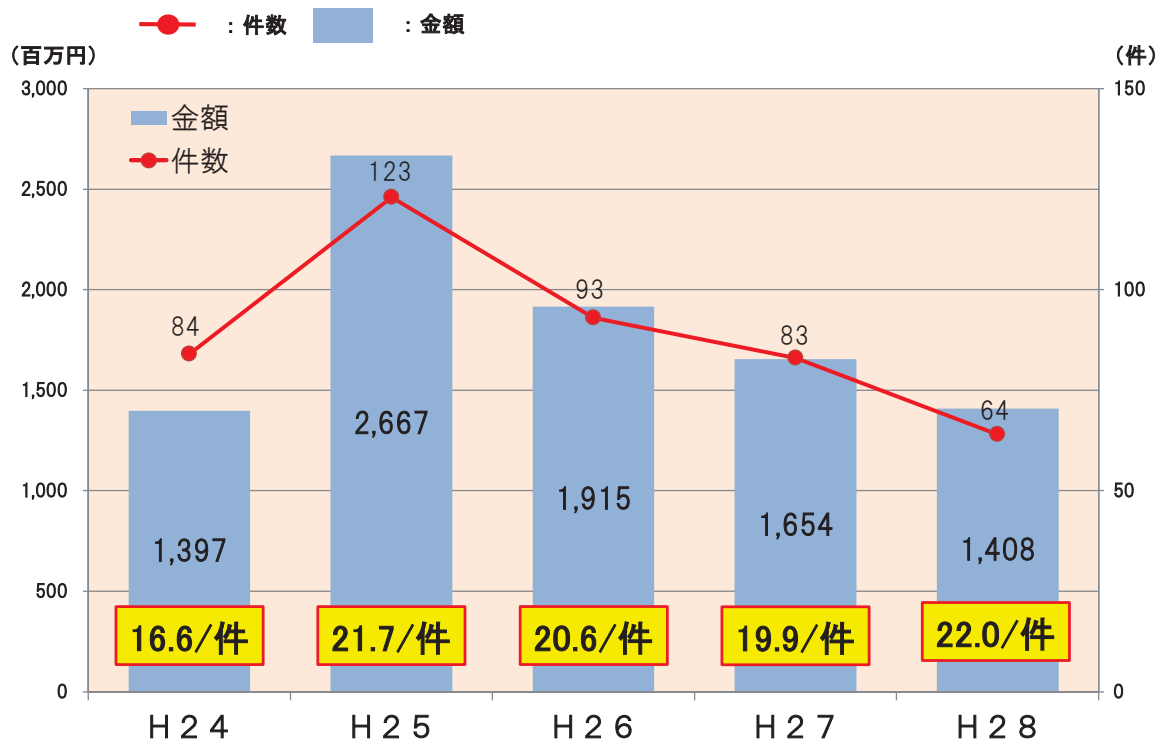


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。
 ※港湾空港関係を除く。

建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(業種別)

■契約状況(地質)

(平成28年12月末現在)

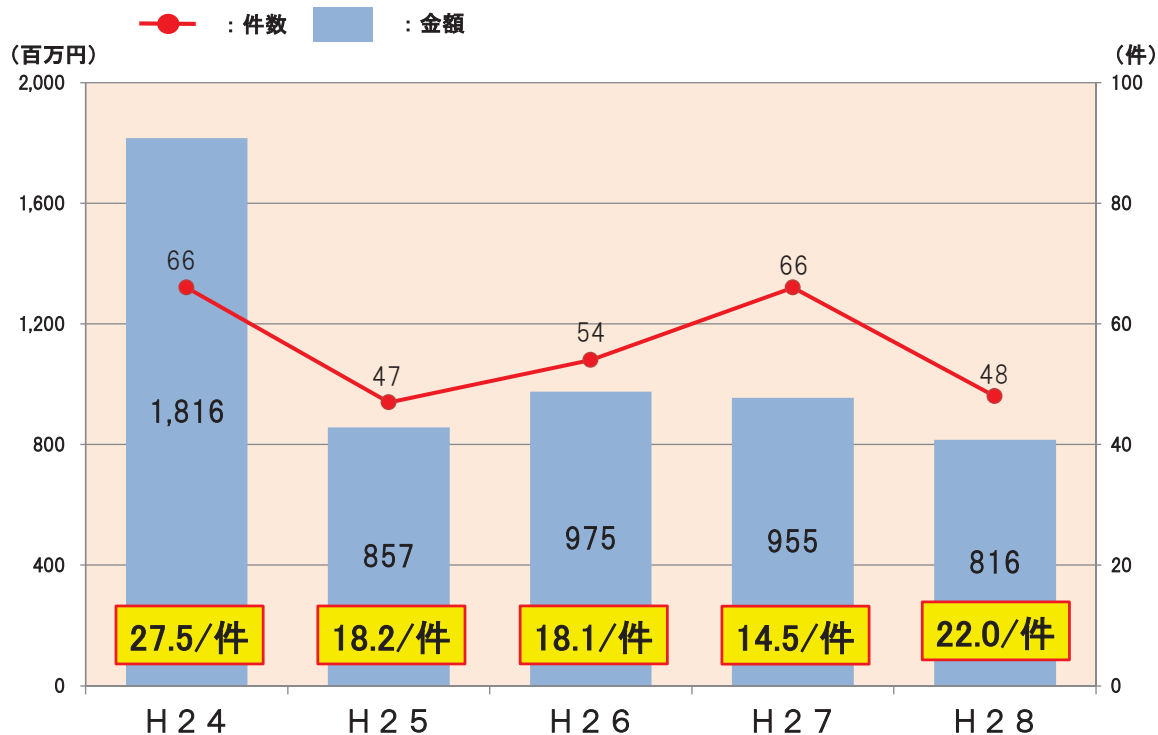


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。
 ※港湾空港関係を除く。

建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(業種別)

■契約状況(建築)

(平成28年12月末現在)

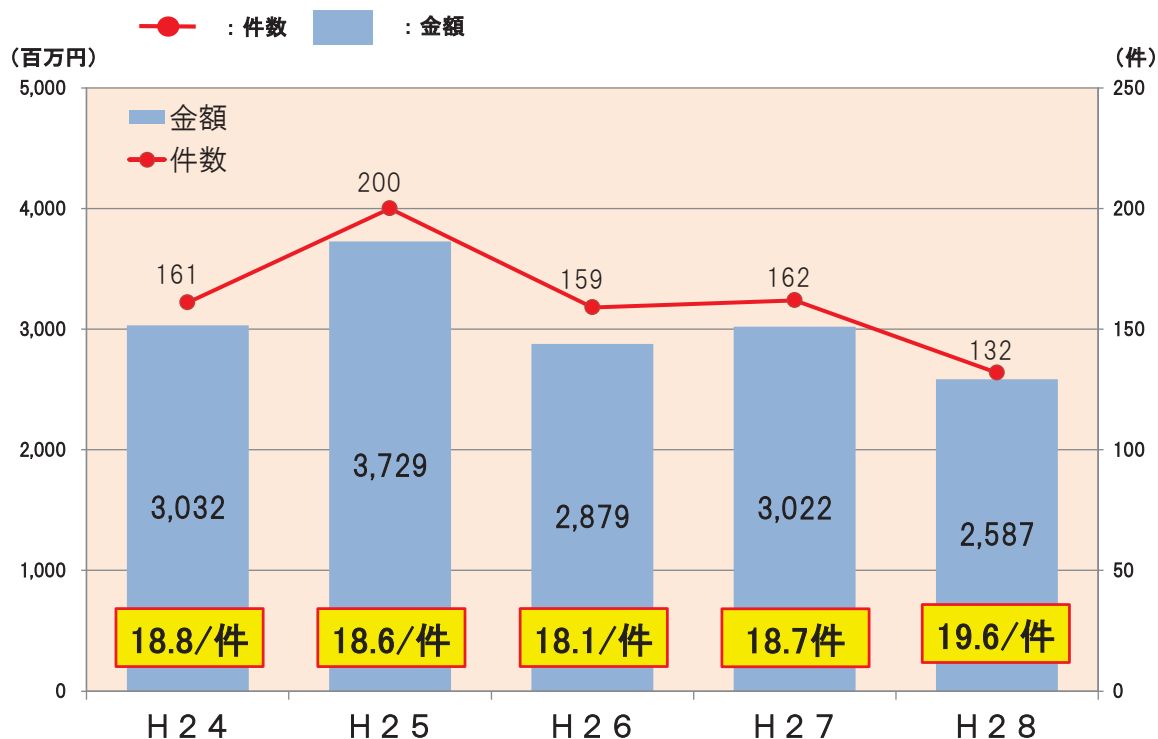


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。
 ※港湾空港関係を除く。

建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(業種別)

■契約状況(補償)

(平成28年12月末現在)



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。
 ※港湾空港関係を除く。

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

■ 契約状況(契約方式別:H24年度~H28年度)

(平成28年12月末現在)

年度	H24年度		H25年度		H26年度		H27年度		H28年度		平均	
件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
①プロポ	442	27.8%	484	27.1%	458	28.5%	409	27.0%	393	27.8%	437	27.6%
②総合評価	1,069	67.3%	1,264	70.8%	1,129	70.3%	1,067	70.5%	1,012	71.3%	1,108	69.9%
標準(1:3)	48	3.0%	102	5.7%	130	8.1%	113	7.5%	104	7.3%	99	6.3%
標準(1:2)	278	17.5%	246	13.8%	185	11.5%	145	9.6%	180	12.7%	207	13.1%
簡易(1:1)	504	31.7%	504	28.2%	528	32.9%	627	41.3%	728	51.4%	578	36.5%
実施方針確認	239	15.0%	412	23.1%	286	17.8%	182	12.0%	-	-	224	14.2%
③価格競争	59	3.7%	20	1.1%	1	0.1%	1	0.1%	2	0.1%	17	1.1%
④随意契約	21	1.3%	18	1.0%	17	1.1%	37	2.4%	13	0.9%	21	1.3%
計	1,591	100%	1,786	100%	1,605	100%	1,514	100%	1,420	100%	1,583	100%

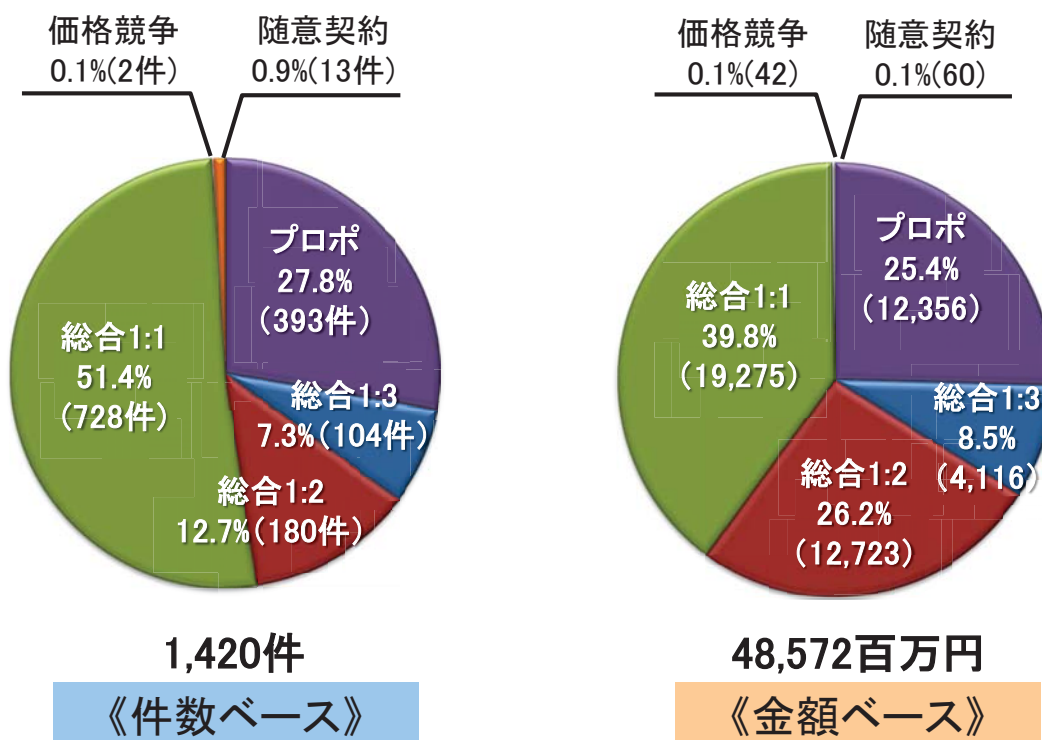
(単位:百万円)												
金額	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
①プロポ	11,373	27.6%	13,744	28.0%	15,282	30.4%	12,706	28.0%	12,356	25.4%	13,092	27.9%
②総合評価	29,434	71.2%	35,149	71.5%	34,867	69.3%	32,114	70.7%	36,114	74.5%	33,536	71.4%
標準(1:3)	2,386	5.8%	3,968	8.1%	4,703	9.4%	3,678	8.1%	4,116	8.5%	3,770	8.0%
標準(1:2)	11,890	28.7%	11,689	23.8%	11,974	23.8%	9,414	20.7%	12,723	26.2%	11,538	24.6%
簡易(1:1)	11,082	26.8%	12,026	24.5%	13,574	26.9%	15,396	33.9%	19,275	39.8%	14,271	30.4%
実施方針確認	4,076	9.9%	7,466	15.2%	4,616	9.2%	3,626	8.0%	-	-	3,957	8.4%
③価格競争	294	0.7%	113	0.2%	5	0.1%	17	0.1%	42	0.1%	94	0.2%
④随意契約	181	0.4%	127	0.3%	98	0.2%	598	1.3%	60	0.1%	213	0.5%
計	41,281	100%	49,134	100%	50,252	100%	45,435	100%	48,572	100%	46,935	100%

※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

H28年度: 契約方式別

(平成28年12月末現在)

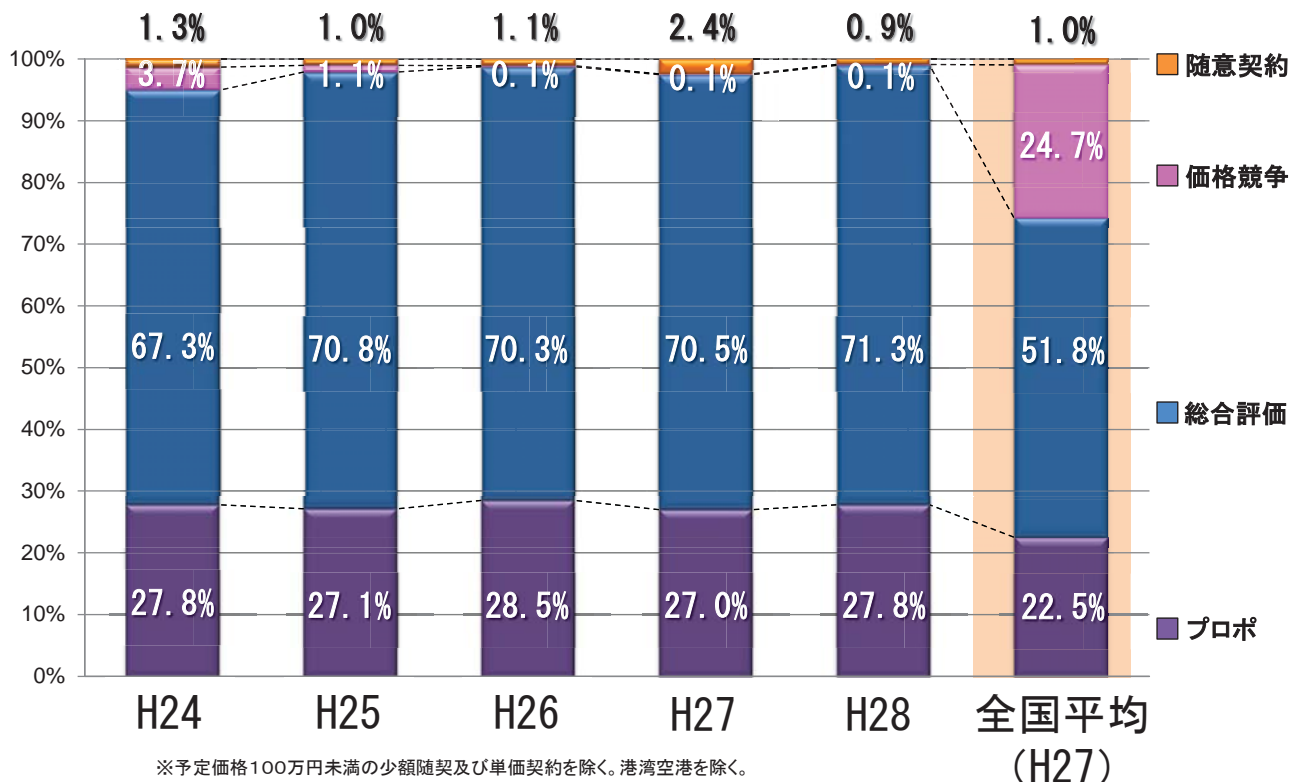


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

■契約方式別 契約件数割合

(平成28年12月末現在)



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

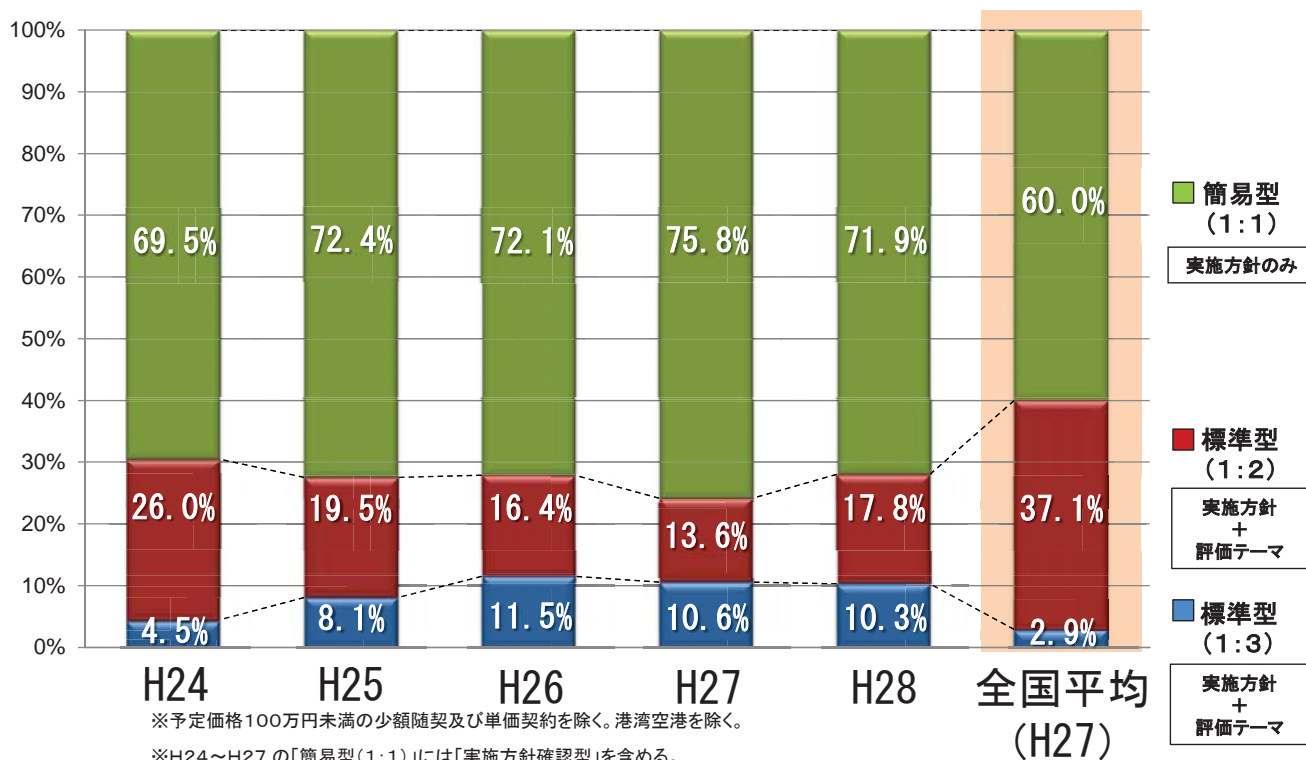
※全国平均値は、北海道開発局及び8地方整備局の業務で、港湾空港を除く。

(出展:「平成26年度調査・設計分野における品質確保に関する懇談会」資料より)

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

■総合評価落札方式 配点比率別契約件数割合

(平成28年12月末現在)



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

※H24~H27の「簡易型(1:1)」には「実施方針確認型」を含める。

※全国平均値は、北海道開発局及び8地方整備局の業務で、港湾空港を除く。

(出展:「平成28年度調査・設計分野における品質確保に関する懇談会」資料より)

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

■契約状況(業種別・契約方式別:H28年度)

(平成28年12月末現在)

業種	土木		発注者支援		測量		地質		建築		補償	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
①プロポ	369	54.8%	-	-	-	-	11	17.2%	13	27.1%	-	-
②総合評価	301	44.8%	281	100%	222	100%	53	82.8%	23	47.9%	132	100%
標準(1:3)	92	13.7%	-	-	-	-	5	7.8%	-	-	7	5.3%
標準(1:2)	-	-	165	58.7%	-	-	-	-	1	2.1%	14	10.6%
簡易(1:1)	209	31.1%	116	41.3%	222	100%	48	75.0%	22	45.8%	111	84.1%
③価格競争	2	0.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④随意契約	1	0.1%	-	-	-	-	-	-	12	25.0%	-	-
計	673	100%	281	100%	222	100%	64	100%	48	100%	132	100%

(単位:百万円)

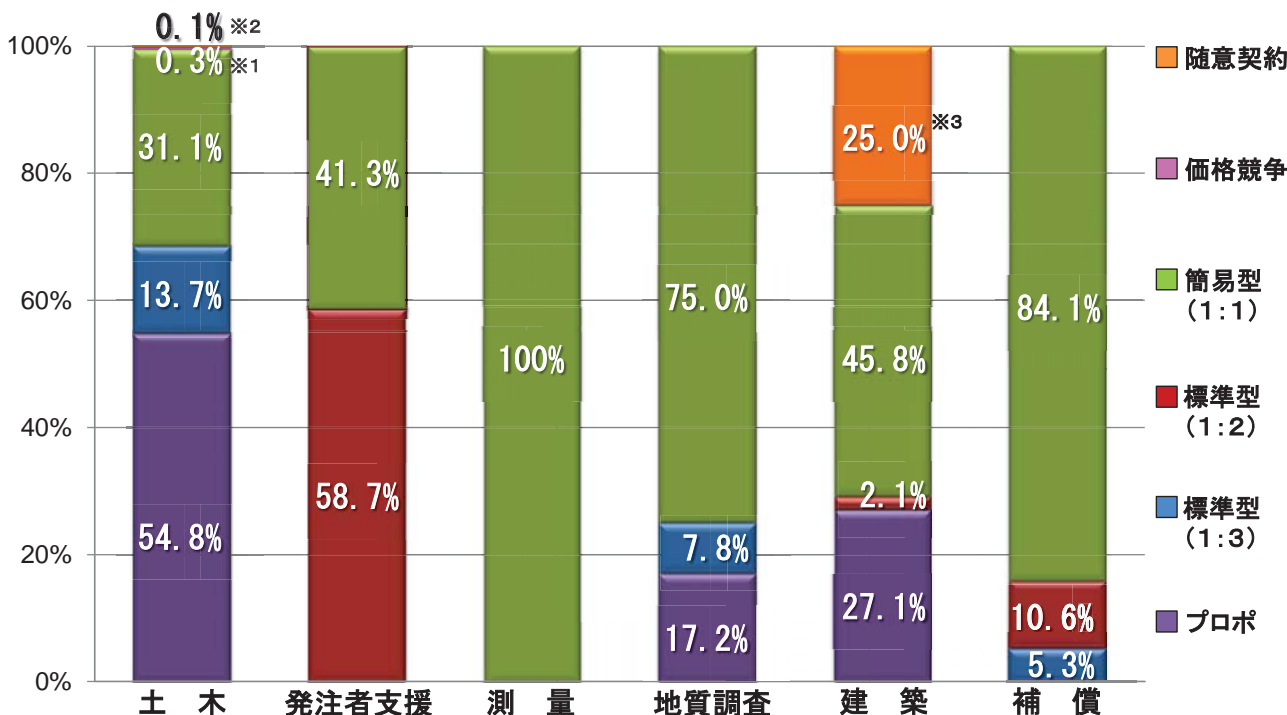
金額	土木		発注者支援		測量		地質		建築		補償	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
①プロポ	11,386	51.3%	-	-	-	-	372	26.4%	598	73.3%	-	-
②総合評価	10,728	48.4%	17,146	100%	4,441	100%	1,036	73.6%	176	22%	2,587	100%
標準(1:3)	3,877	17.5%	-	-	-	-	106	7.5%	-	-	133	5.1%
標準(1:2)	-	-	12,322	71.9%	-	-	-	-	16	2.0%	385	14.9%
簡易(1:1)	6,851	30.9%	4,824	28%	4,441	100%	930	66.1%	160	19.6%	2,069	80.0%
③価格競争	42	0.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④随意契約	18	0.1%	-	-	-	-	-	-	42	5.1%	-	-
計	22,174	100%	17,146	100%	4,441	100%	1,408	100%	816	100%	2,587	100%

※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

■業種区分別 契約方式別 契約件数割合

(平成28年12月末現在)



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

※1: 不調対策によるもの。

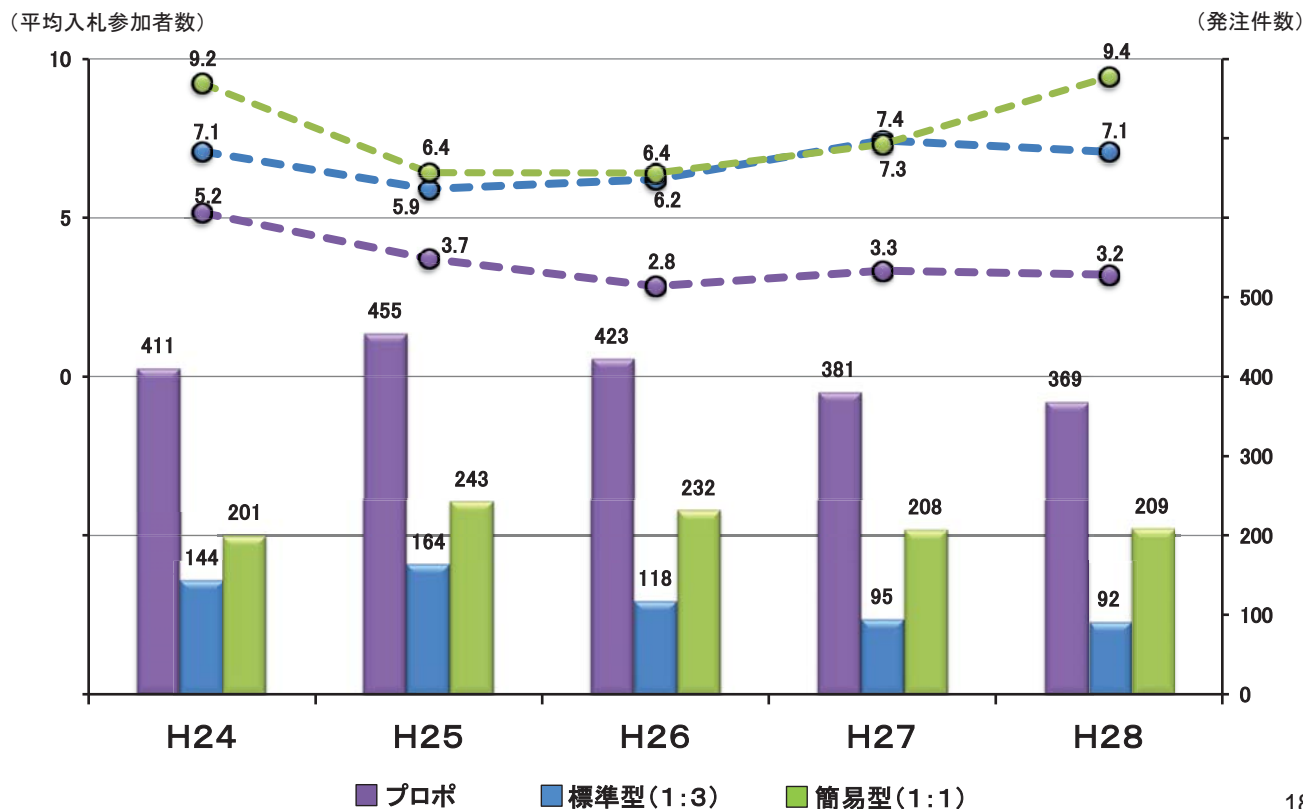
※2: 災害時の緊急随意契約によるもの。

※3: 施工段階において設計者が行う実施設計(施工者へ設計意図を伝達する業務)

建設コンサルタント業務等の契約状況(3業種)

■契約方式別 平均入札参加表明者数(土木コンサル)

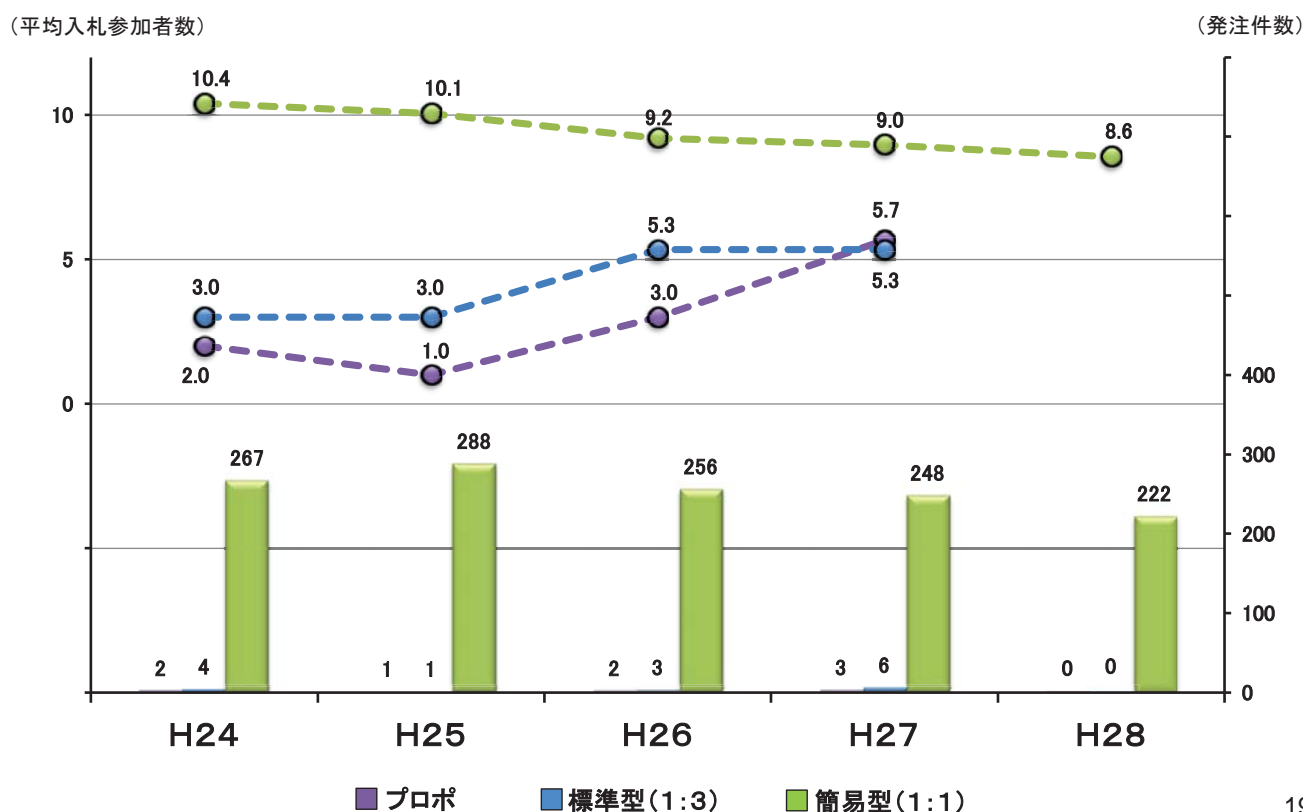
(平成28年12月末現在)
※港湾空港、発注者支援業務は除く



建設コンサルタント業務等の契約状況(3業種)

■契約方式別 平均入札参加表明者数(測量)

(平成28年12月末現在)
※港湾空港は除く



建設コンサルタント業務等の契約状況(3業種)

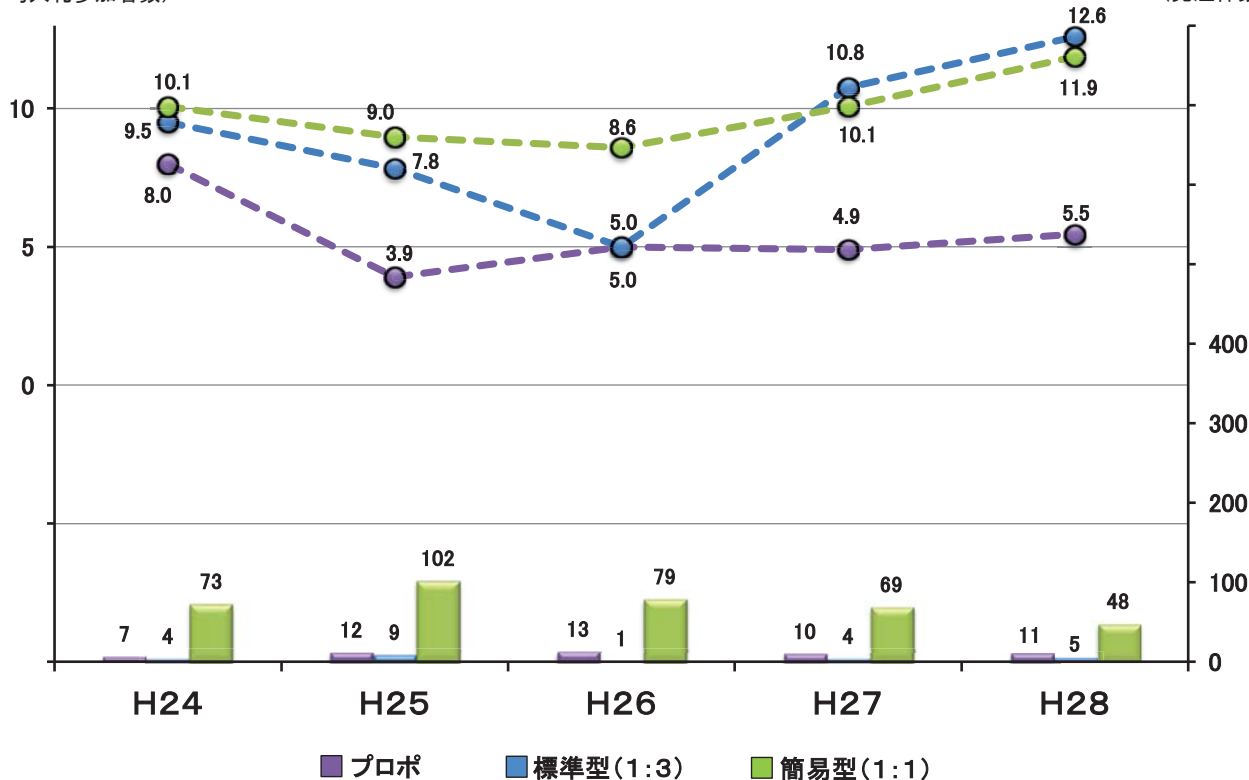
■契約方式別 平均入札参加表明者数(地質)

(平成28年12月末現在)

※港湾空港は除く

(平均入札参加者数)

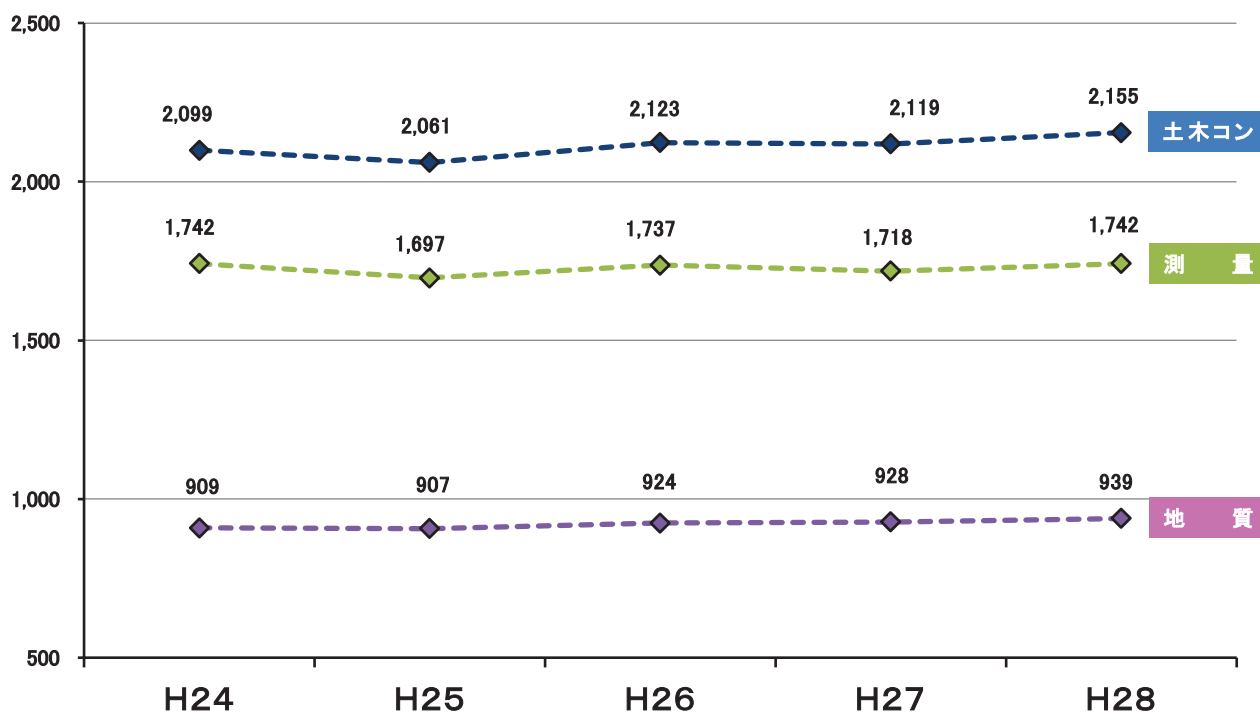
(発注件数)



建設コンサルタント業務等の契約状況(3業種)

■参考:関東地整における有資格業者数

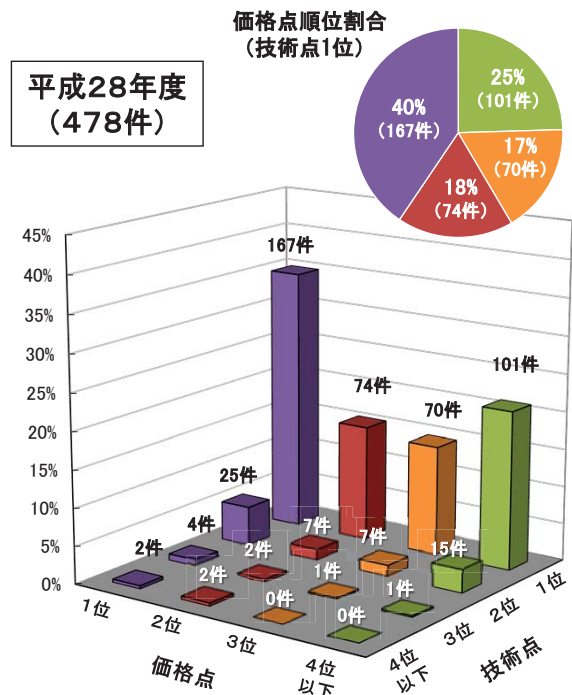
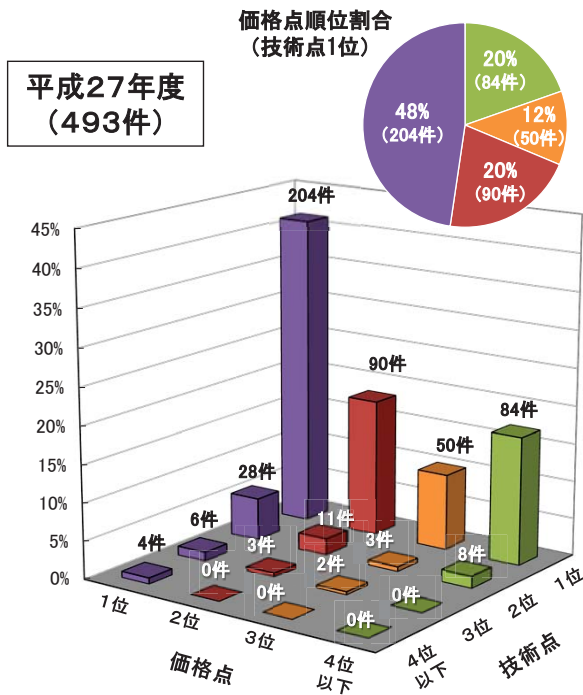
(社数)



※ 各年度ともに4月1日時点における有資格業者数

建設コンサルタント業務等の契約状況(3業種)

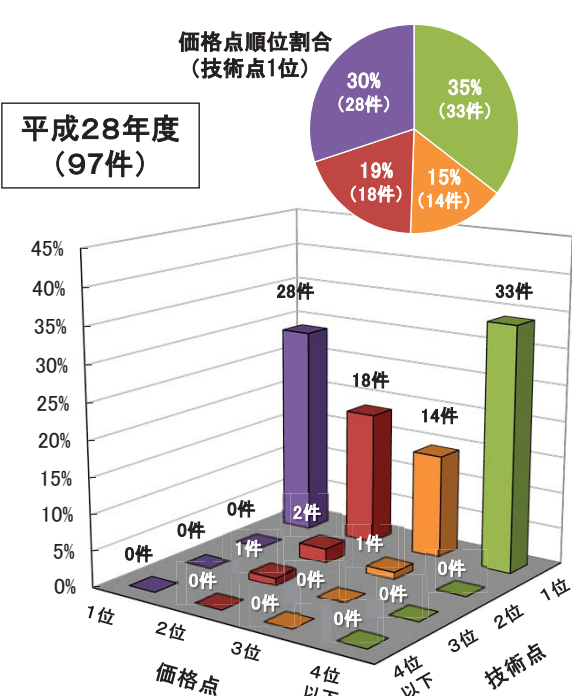
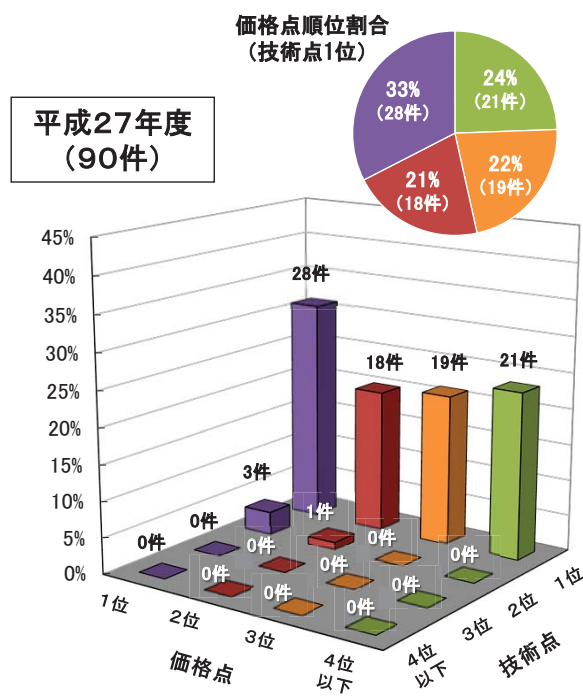
■ 落札者の価格・技術点順位の相関性 【総合評価落札方式(簡易型1:1)】



※ 1 : 土木コンサル(発注者支援業務除く)、測量、地質調査を対象(空港港湾を除く)
 ※ 2 : 各年度とも12月末現在の契約済みの業務件数。

建設コンサルタント業務等の契約状況(3業種)

■ 落札者の価格・技術点順位の相関性 【総合評価落札方式(標準型1:3)】



※ 1 : 土木コンサル(発注者支援業務除く)、測量、地質調査を対象(空港港湾を除く)
 ※ 2 : 各年度とも12月末現在の契約済みの業務件数。

■低入札発生状況(業種別)

(平成28年12月末現在)

	H24年度			H25年度			H26年度			H27年度			H28年度		
	契約件数			契約件数			契約件数			契約件数			契約件数		
	うち低入	発生率		うち低入	発生率		うち低入	発生率		うち低入	発生率		うち低入	発生率	
土木コン	594	12	2.0%	667	2	0.3%	615	2	0.3%	551	0	—	584	3	0.5%
価格競争	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1	0	—	2	2	100%
総合評価	594	12	2.0%	667	2	0.3%	615	2	0.3%	550	0	—	582	1	0.2%
測量	271	27	10.0%	289	22	7.6%	259	2	0.8%	254	0	—	222	0	—
価格競争	36	17	47.2%	14	9	64.3%	0	0	—	0	0	—	0	0	—
総合評価	235	10	4.3%	275	13	4.7%	259	2	0.8%	254	0	—	222	0	—
地質	77	10	13.0%	111	2	1.8%	80	0	—	73	0	—	53	0	—
価格競争	13	7	53.8%	2	0	—	1	0	—	0	0	—	0	0	—
総合評価	64	3	4.7%	109	2	1.8%	79	0	—	73	0	—	53	0	—
建築	28	1	3.6%	17	0	—	21	3	14.3%	30	5	16.7%	23	4	17.4%
価格競争	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
総合評価	28	1	3.6%	17	0	—	21	3	14.3%	30	5	16.7%	23	4	17.4%
補償	158	17	10.8%	200	4	2.0%	155	1	0.6%	160	0	—	132	0	—
価格競争	10	8	80.0%	4	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
総合評価	148	9	6.1%	196	4	2.0%	155	1	0.6%	160	0	—	132	0	—
計	1,128	67	5.9%	1,284	30	2.3%	1,130	8	0.7%	1,068	5	0.5%	1,014	7	0.7%
価格競争	59	32	54.2%	20	9	45.0%	1	0	—	1	0	—	2	2	100%
総合評価	1,069	35	3.3%	1,264	21	1.7%	1,129	8	0.7%	1,067	5	0.5%	1,012	5	0.5%

※1 契約件数：予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

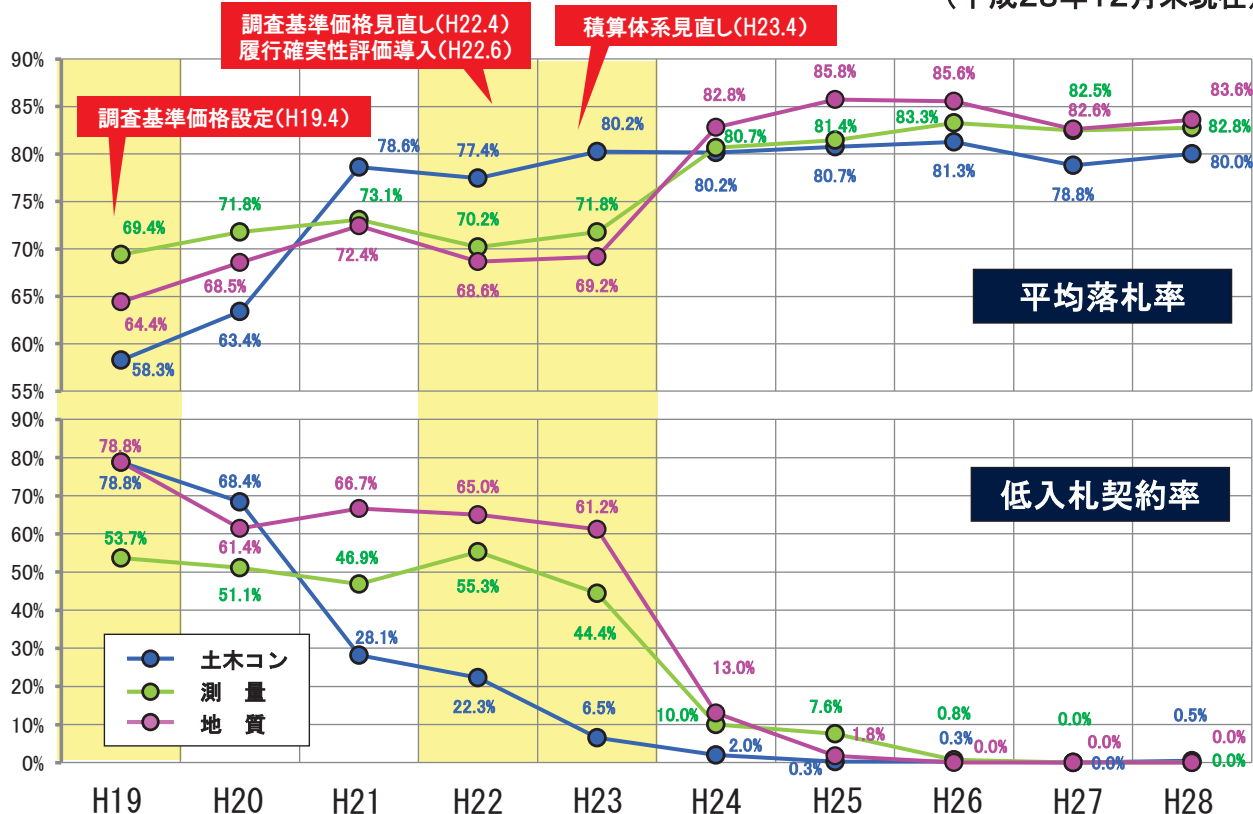
※2 うち低入：予定価格1,000万円を超える業務については、調査基準価格を下回って契約した業務

100万円を超え1,000万円以下の業務については、予定価格の7/10を下回る、または品質確保基準価格を下回って契約した業務

建設コンサルタント業務等(3業種)の低入札発生状況

■平均落札率・低入札契約率の推移

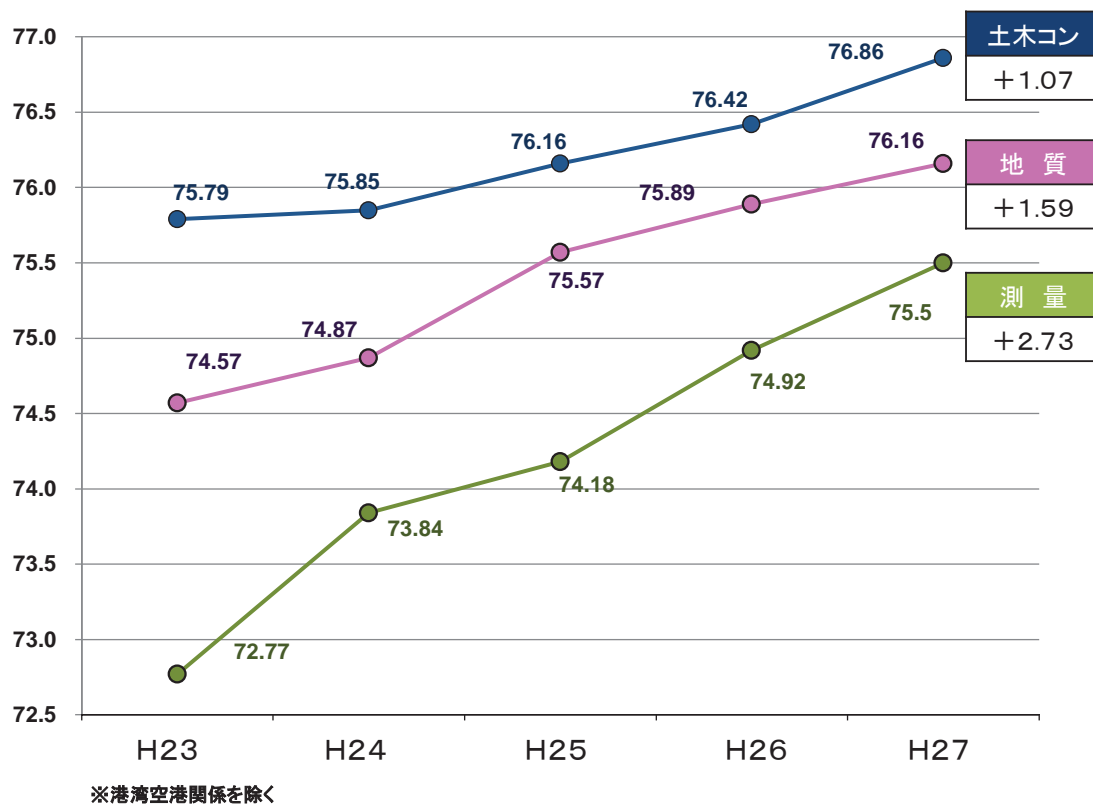
(平成28年12月末現在)



※予定価格100万円を超える価格競争入札及び総合評価落札方式のみ(単価契約を除く)。港湾空港を除く。

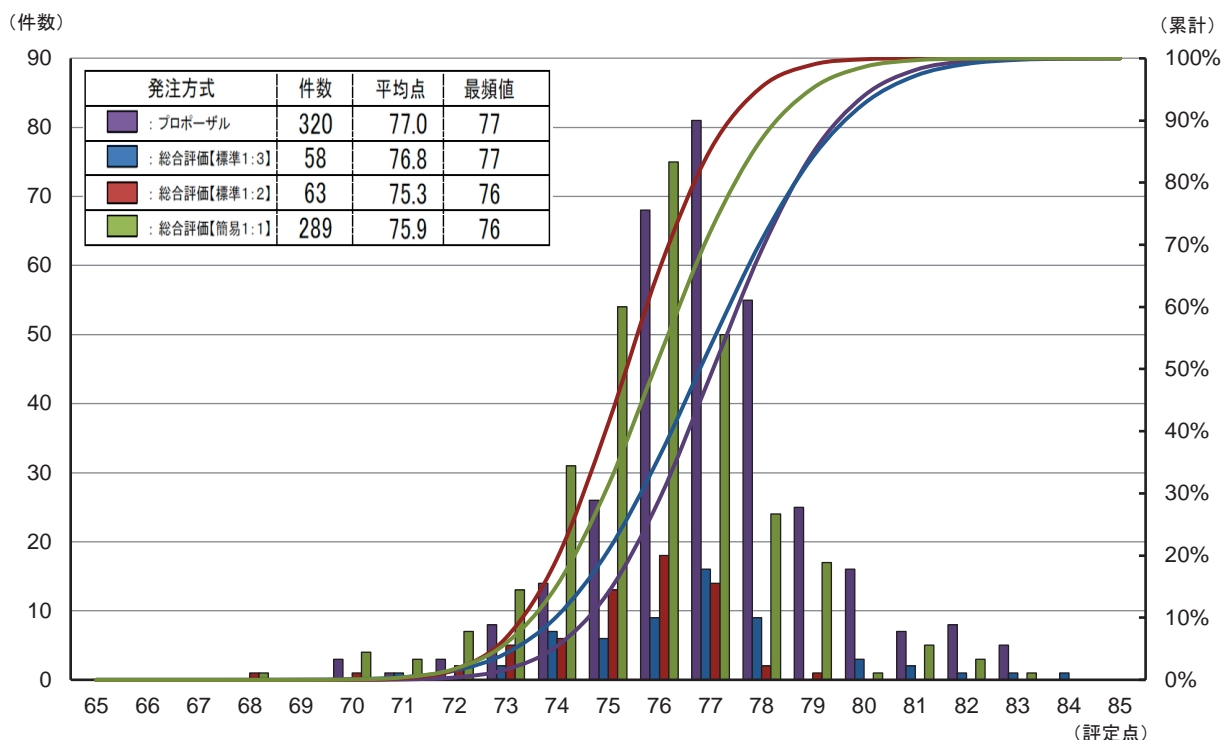
業務成績評定点(業種別平均点)の推移

■平成23～27年度(3業種)



H27業務における業務成績評定点の分布状況

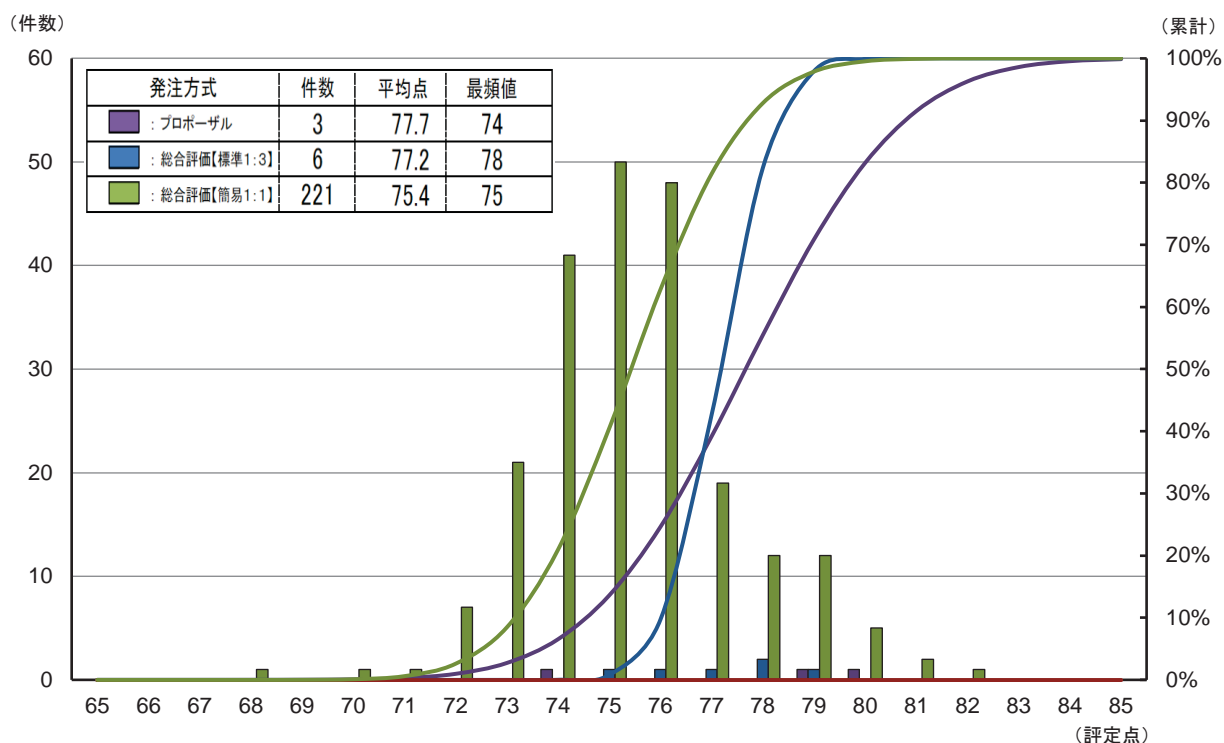
■土木コンサルト



※1 港湾空港関係を除く。
 ※2 予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。

H27業務における業務成績評定点の分布状況

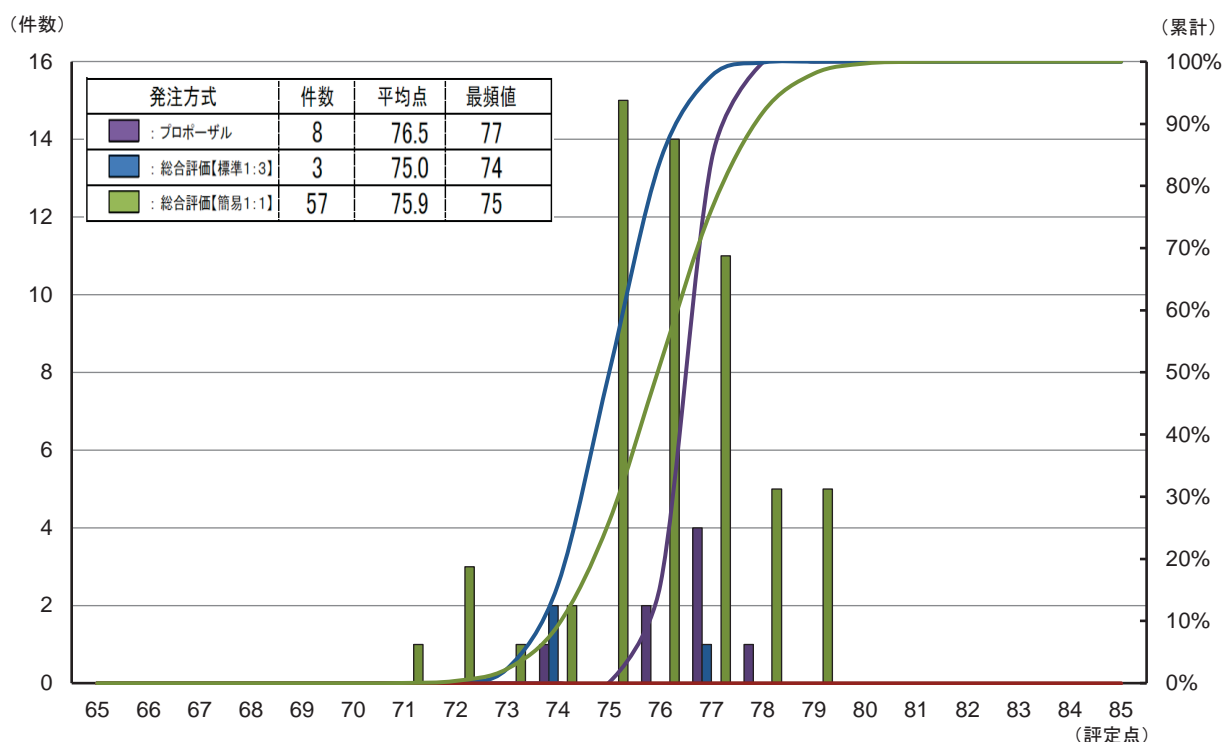
■測 量



※1 港湾空港関係を除く。
 ※2 予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。

H27業務における業務成績評定点の分布状況

■地質調査



※1 港湾空港関係を除く。
 ※2 予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。

平成29年度 入札・契約、総合評価の実施方針

■ 受注者

- 地域企業の積極的な活用
- 若手技術者・女性技術者の活用、育成の推進
- 業種区分での分離発注の徹底
- 技術評価点の差が明確に付く評価方法の採用
- 事務負担の軽減

※建設業界との意見交換会等での主な意見

■ 発注者

- 競争性の確保(入札参加へのインセンティブ)
- 手続きの簡素化、事務負担の軽減



H29年度 実施方針へ反映

2. 平成29年度 入札・契約手続きの実施方針

1. 品質確保と担い手の育成・確保

※赤字：H29から 青字：H28から 黒字：H27以前から

○確実な品質確保対策の実施

- ①履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大【試行】

○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保


- ②適切な地域要件の設定【試行】
- ③自治体等の受注実績を評価【試行】
- ④若手技術者の活用を評価【試行】
- ⑤業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)

2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- ①分離発注の徹底
- ②拡大型プロポーザル方式の導入【試行】
- ③業務成績・優良業務表彰の全国評価【試行】
- ④優良業務表彰の業種区分評価
- ⑤業務実績の評価対象期間の見直し
- ⑥業務成績評価区分の見直し
- ⑦マネジメント経験の実績を評価【試行】

3. 事務手続きの効率化

- ①入札説明書等の記載の簡素化【試行】
- ②一括審査方式の導入【試行】
- ③技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)【試行】

 : 新規項目

3. 入札・契約手続きの実施方針(新規項目①)

2. ⑥ 業務成績評価区分の見直し《H29.8公示から実施》

- ・現状の業務成績評価区分では、企業・技術者とも一部の配点ウェイトに集中し、入札参加者の技術評価点に差が付きにくい状況。
- ・このため、現状の業務成績を考慮した評価区分に見直し（建築コンは配点ウェイトも見直し）

■業務成績評価区分【企業】の事例(H28年度)

※ 関東地整における業務成績(H26・27年度完了業務)を有している企業 (空港港湾を除く)

土木コンサル(162社)

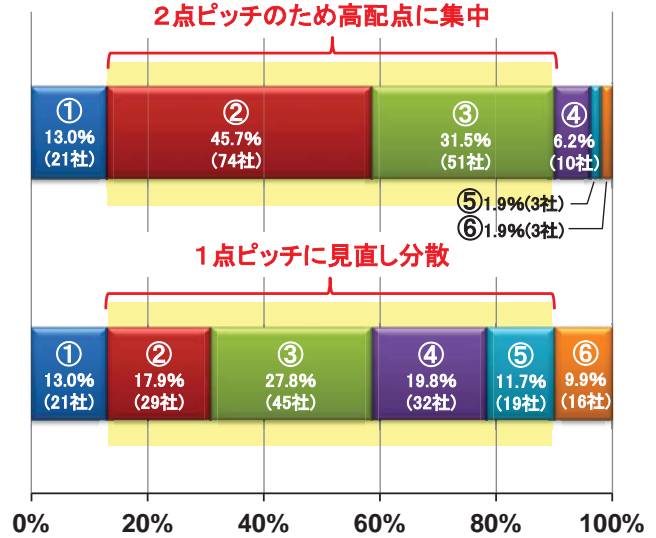
【配点ウェイト別の企業の割合】

現行	配点ウェイト	業務成績評価区分	見直し
	① 100%	78点以上	
② 80%	76点以上～78点未満	② 80%	
③ 60%	74点以上～76点未満	③ 60%	
④ 40%	72点以上～74点未満	④ 40%	
⑤ 20%	70点以上～72点未満	⑤ 20%	
⑥ 0%	60点以上～70点未満	⑥ 0%	

2点ピッチ

見直し	配点ウェイト	業務成績評価区分	見直し
	① 100%	78点以上	
② 80%	77点以上～78点未満	② 80%	
③ 60%	76点以上～77点未満	③ 60%	
④ 40%	75点以上～76点未満	④ 40%	
⑤ 20%	74点以上～75点未満	⑤ 20%	
⑥ 0%	60点以上～74点未満	⑥ 0%	

1点ピッチ



※業務成績は過去2箇年の平均点で、60点未満の場合は欠格

3. 入札・契約手続きの実施方針(新規項目①)

■業務成績評価区分(5業種)

現行	配点ウェイト	土木コン	測量・地質調査	補償コン	建築	
					ウェイト	評価区分
①	100%	78点以上	76点以上	76点以上	100%	80点以上
②	80%	76点以上～78点未満	74点以上～76点未満	74点以上～76点未満	70%	75点以上～80点未満
③	60%	74点以上～76点未満	72点以上～74点未満	72点以上～74点未満	50%	70点以上～75点未満
④	40%	72点以上～74点未満	70点以上～72点未満	70点以上～72点未満	30%	65点以上～70点未満
⑤	20%	70点以上～72点未満	68点以上～70点未満	68点以上～70点未満	0%	60点以上～65点未満
⑥	0%	60点以上～70点未満	60点以上～68点未満	60点以上～68点未満	-	-

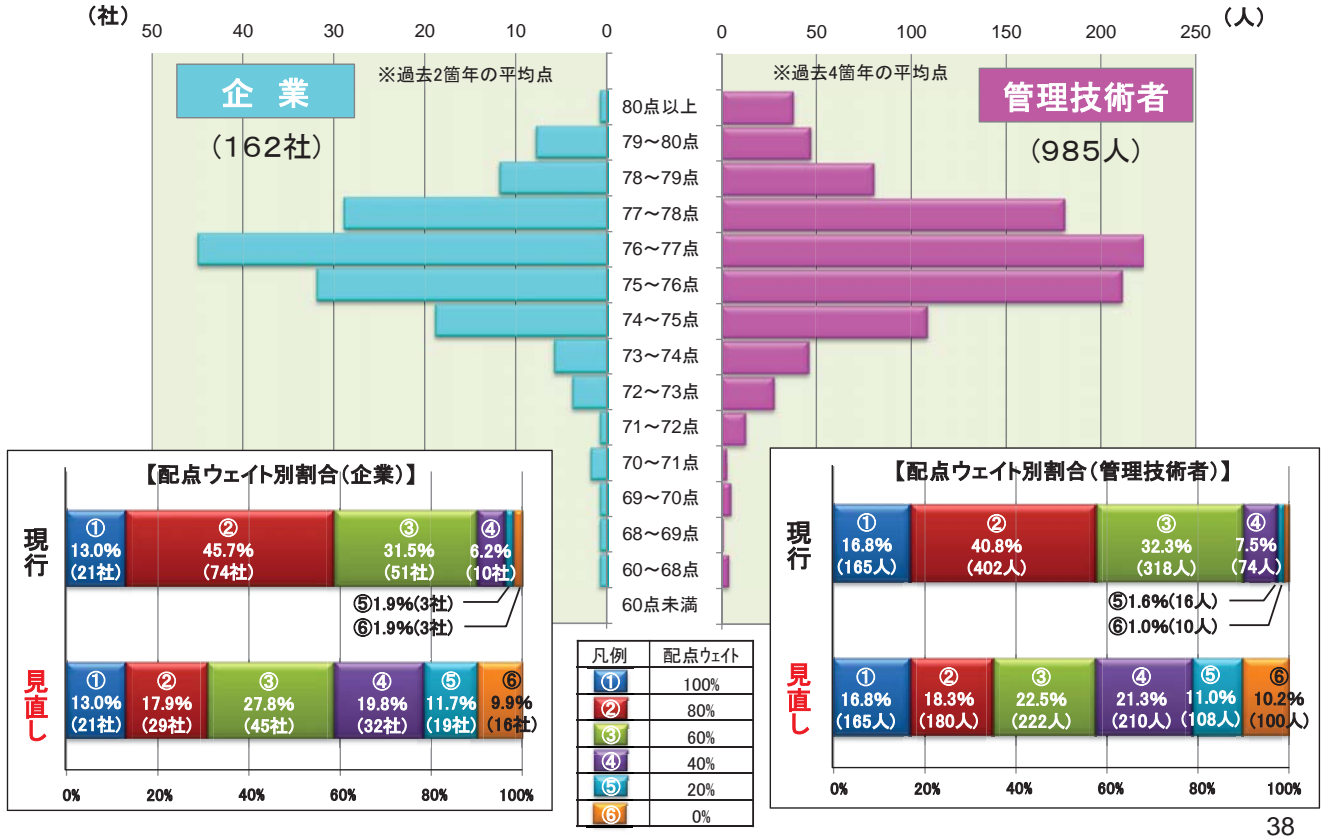
見直し	配点ウェイト	土木コン	地質調査	測量・補償コン	建築	
					ウェイト	評価区分
①	100%	78点以上	77点以上	76点以上	100%	77点以上
②	80%	77点以上～78点未満	76点以上～77点未満	75点以上～76点未満	70%	76点以上～77点未満
③	60%	76点以上～77点未満	75点以上～76点未満	74点以上～75点未満	50%	75点以上～76点未満
④	40%	75点以上～76点未満	74点以上～75点未満	73点以上～74点未満	30%	74点以上～75点未満
⑤	20%	74点以上～75点未満	73点以上～74点未満	72点以上～73点未満	0%	73点以上～74点未満
⑥	0%	60点以上～74点未満	60点以上～73点未満	60点以上～72点未満	-	60点以上～73点未満

※業務成績評価区分に用いる業務成績評定点 (建築コンサルでは、入契時の審査に企業の業務成績を使用しない)

	土木コン・地質調査・測量・補償コン	建築
企業	過去2箇年の平均業務成績評定点	過去5箇年の平均業務成績評定点
技術者	過去4箇年の "	過去5箇年の平均業務成績評定点

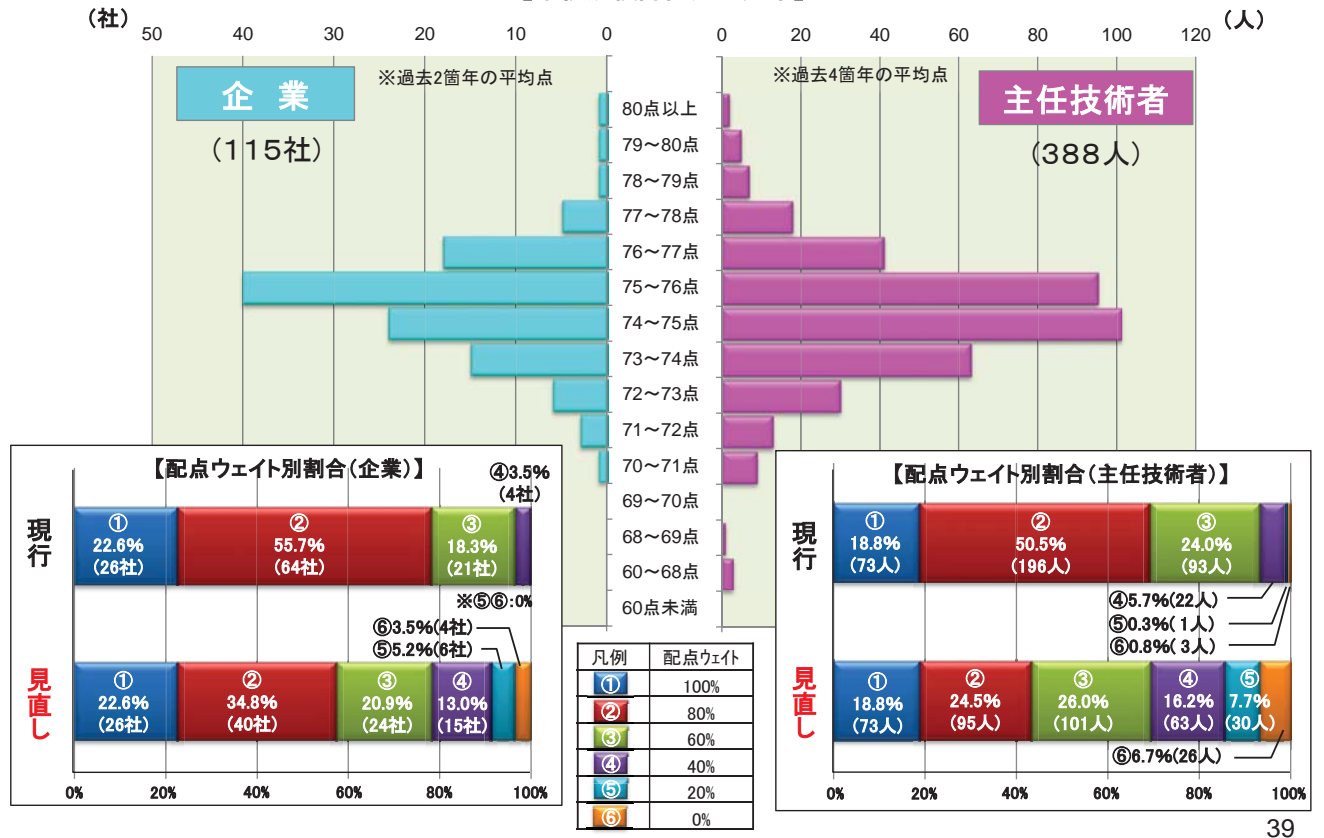
■土木コンサル

【業務成績評定点の分布】



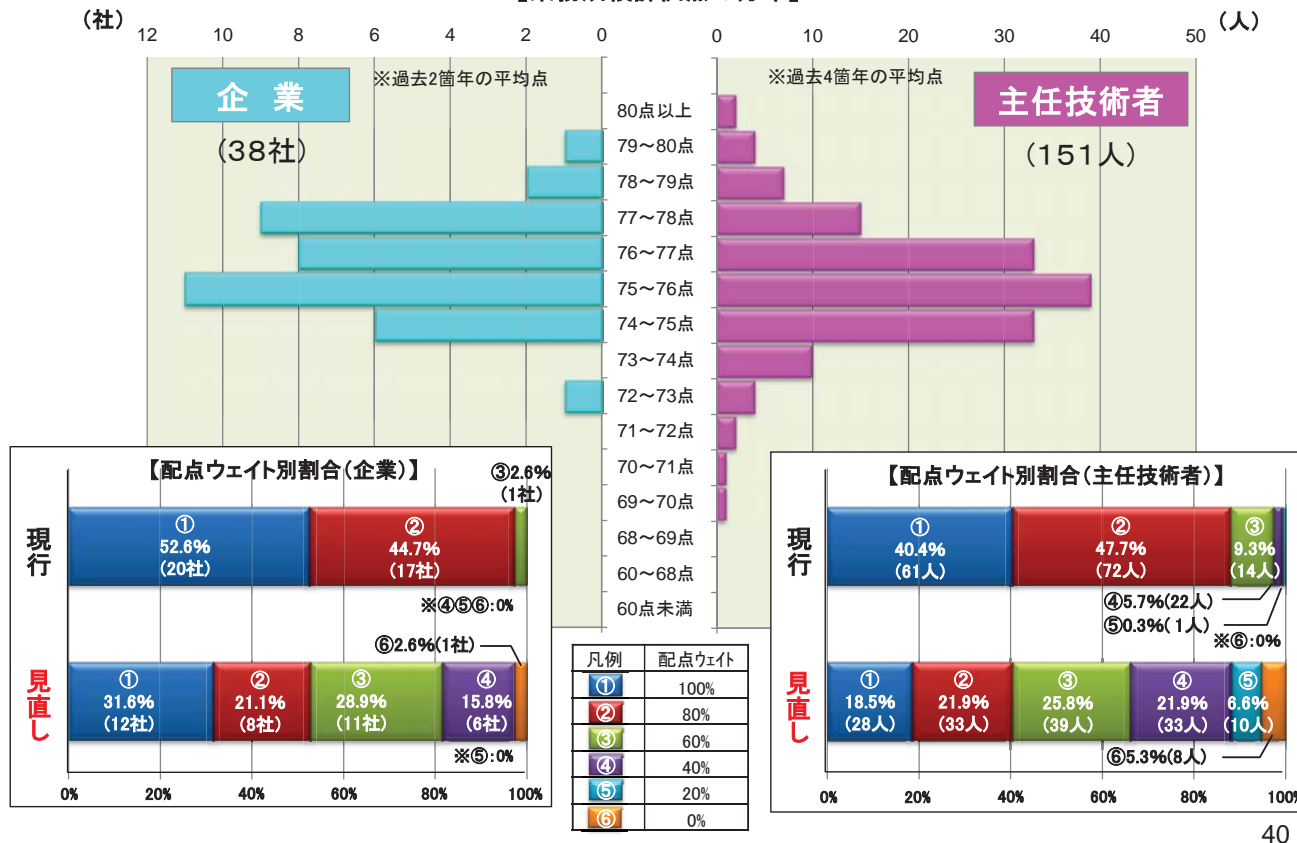
■測量

【業務成績評定点の分布】



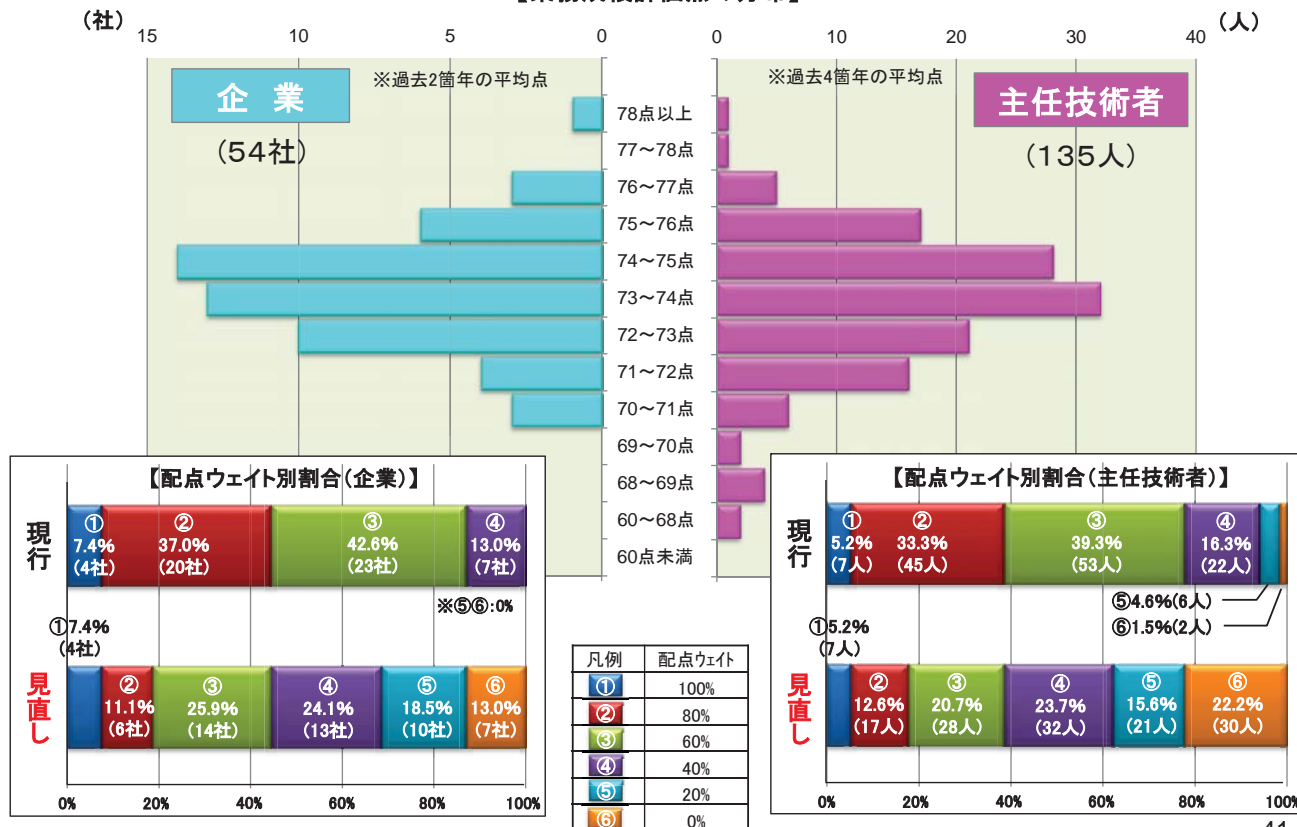
■地質調査

【業務成績評定点の分布】



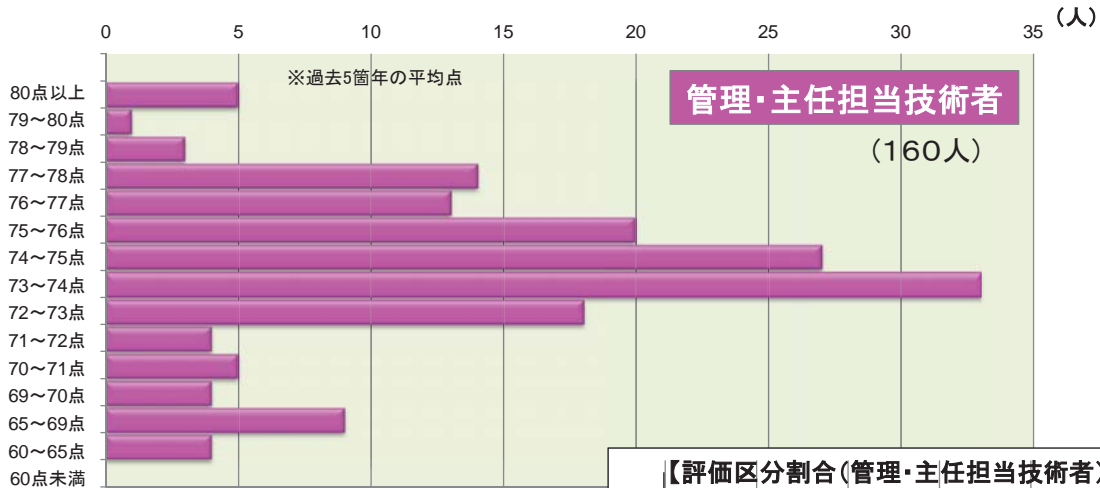
■補償コンサル

【業務成績評定点の分布】



■ 建築コンサル

【業務成績評定点の分布】

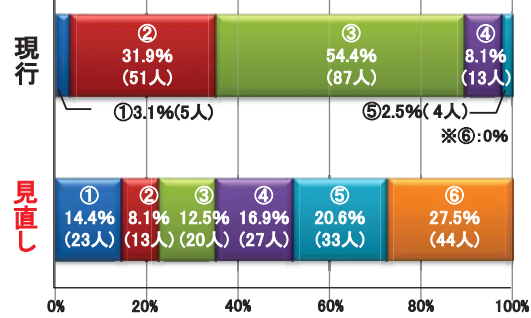


管理・主任担当技術者

(160人)

凡例	配点ウェイト
①	100%
②	80%
③	60%
④	40%
⑤	20%
⑥	0%

【評価区分割合(管理・主任担当技術者)】



※建築コンサルにおける業務成績評価は、配置予定技術者のみ。

3. 入札・契約手続きの実施方針(新規項目②)

2. ⑦ マネジメント経験の実績を評価【試行】《H29.4公示から実施》

- ・ 配置予定技術者の同種・類似業務の実績において、当該業務のマネジメント経験者として入札参加が可能であるが、マネジメント経験者は、国の機関の業務成績(過去4箇年)を有していない場合が多く、業務成績評価の加点がないことから活用されていない状況。
- ・ このため、過去4箇年に発注業務と同業種区分の業務を1件以上マネジメントした経験を有している場合、業務成績評価において配点ウェイトの60%を加点。

■ マネジメント経験者の業務成績評価

【マネジメント経験者の要件】

(過去10箇年)

同種・類似業務の
マネジメント経験
(1件以上)

(過去4箇年)

業務成績
(国の機関)

.....

業績評価区分
に準じて加点
(60点未満は欠格)

(過去4箇年)

同業種区分の
マネジメント経験
(1件以上)

配点ウェイトの
60%を加点

評価しない

- 以下のいずれかの立場で、同種・類似業務のマネジメント経験がある者
- ① 建設コンサルタント登録規程第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
 - ② 地質調査業者登録規程第3条の一に該当する技術管理者
 - ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

【見直し後の業務成績評価(例:土木コンサル)】

配点ウェイト	業務成績評価区分	
①	100%	78点以上
②	80%	77点以上~78点未満
③	60%	76点以上~77点未満
④	40%	75点以上~76点未満
⑤	20%	74点以上~75点未満
⑥	0%	60点以上~74点未満

3. 入札・契約手続きの実施方針(新規項目③)

3. ③ 技術者評価を重視した選定【試行】(更なる簡素化)《H29.4公示から実施》

- ・事務負担を軽減するために、総合評価落札方式(標準型(1:3))で発注する業務において、評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視する評価方法。
- ・H27年度より、詳細設計等の業務に限定して適用しているが、活用促進を図るため、通常の標準型との使い分けを個々の業務特性に応じ判断できるよう見直し(試行対象を全業務に拡大)
- ・また、更なる事務負担軽減のため、ヒアリングを省略。

現在

更なる簡素化

■対象業務

河川事業：堤防・護岸設計
道路事業：道路予備・詳細設計
 ：構造物予備・詳細・補修設計

通常の標準型との使い分けを
個々の業務特性に応じ判断
(試行対象を全業務に拡大)

■技術点算出のための評価項目・ウェイト

※()：配点

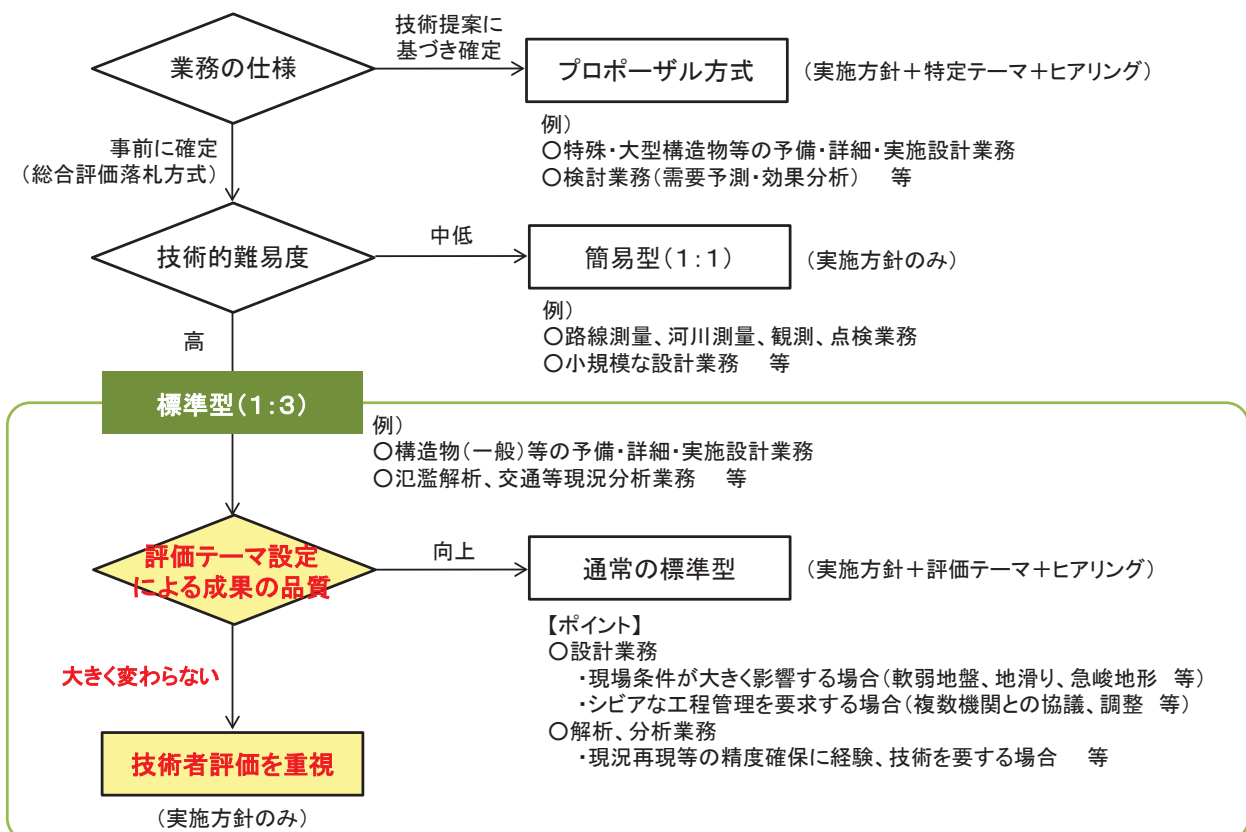
評価項目	予定技術者		技術提案		ヒアリング
	資格・実績	成績・表彰	実施方針	評価テーマ	
評価のウェイト	25%(50)		75%(150)		有
	10%(20)	15%(30)	25%(50)	50%(100)	
技術者評価【試行】	50%(100)		50%(100)		有
	10%(20)	40%(80)	50%(100)	無	

ヒアリング省略

3. 入札・契約手続きの実施方針(新規項目③)

■発注方式の判断(イメージ)

※発注方式の選定にあたっては、ガイドラインの「発注方式の選定の考え方」に準ずる。

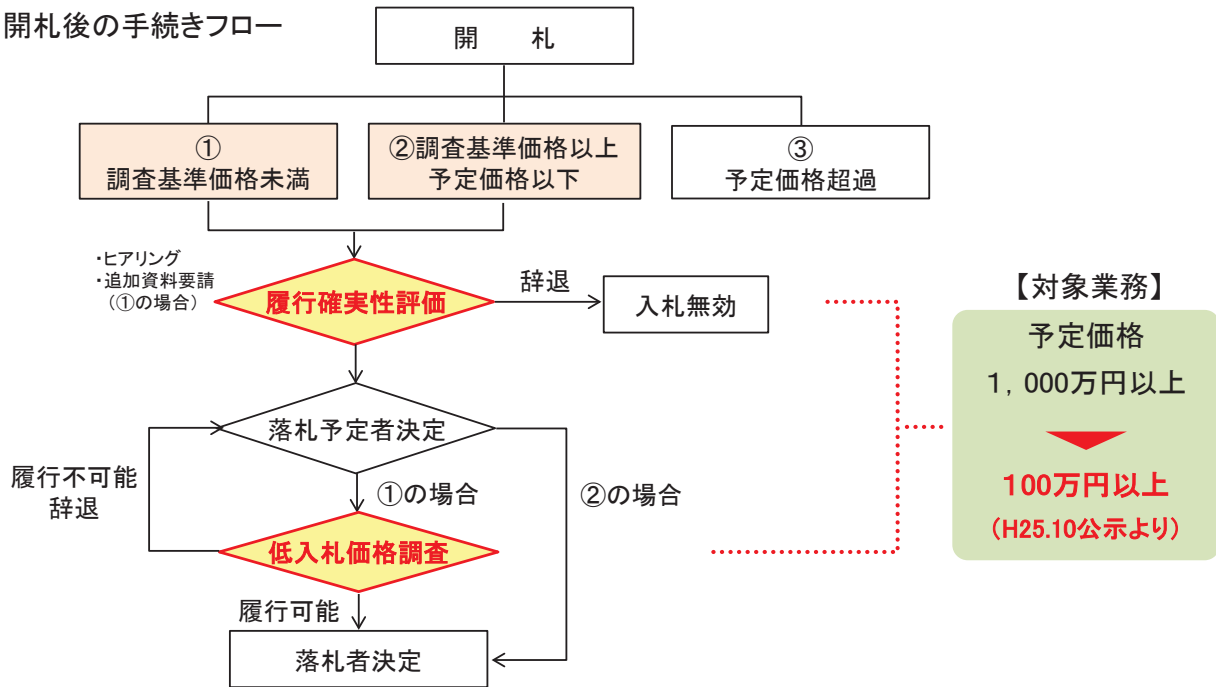


3. 入札・契約手続きの実施方針(継続項目①)

1. ① 履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大【試行】(継続)

- 総合評価落札方式で発注する予定価格1,000万円以上の業務については、品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円以上に拡大(H25.10公示より適用)

■開札後の手続きフロー



補足: 諸経費等の算入率の改定

○本社従業員等の賃金等を最新のデータに基づき見直し以下の通り算入率を改定。

- ・測量: 諸経費の算入率を0.45⇒0.48
- ・土木コンサル: 一般管理費等の算入率を0.45⇒0.48
- ※これらの基準は、平成29年4月1日公示より適用。

■業種区分別 諸経費等の参入率(H29.4.1公示以降適用)

業種区分	①	②	③	④
土木コンサル	直接人件費	直接経費	その他原価 ×0.9	一般管理費等 ×0.48
地質調査	直接調査費	間接調査費 ×0.9	解析等調査 業務費×0.8	諸経費 ×0.45
測量	直接測量費	測量調査費	諸経費 ×0.48	
補償コンサル	直接人件費	直接経費	その他原価 ×0.9	一般管理費等 ×0.45
建築コンサル	直接人件費	特別経費	技術料等経費 ×0.6	諸経費 ×0.6

3. 入札・契約手続きの実施方針(継続項目②)

1. ② 適切な地域要件の設定【試行】(継続)

- ・地元企業の育成、確保の観点から、総合評価落札方式で発注する地域要件を設定する業務において、対象地域における本支店・営業所の所在の有無の絞り込みを行っても十分な競争性が確保できる場合、入札参加要件として「本店の所在の有無」(本店縛り)の設定が可能(H22より適用)
- ・本店縛りは、総合評価落札方式(簡易型)での発注業務を対象。

■地域要件(本支店・営業所の所在の有無)の設定パターン

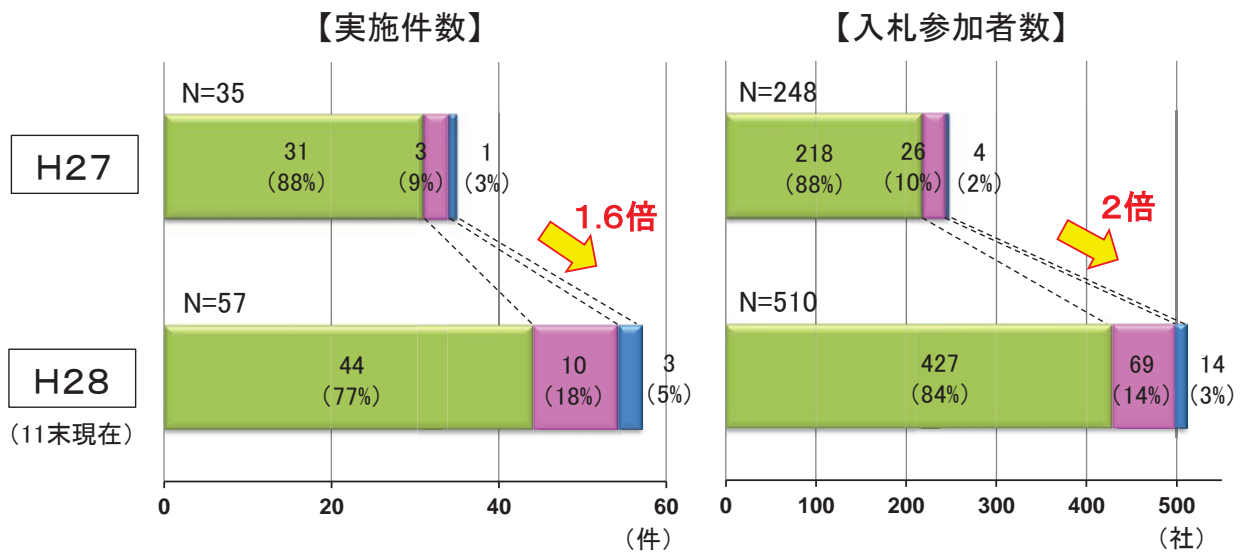
パターン①	加点評価のみ	配点ウェイト		評価区分	
		①	100%	本店	
		②	50%	支店・営業所	
		③	0%	本支店・営業所なし	
パターン②	加点評価 + 入札参加資格要件	配点ウェイト		評価区分	
		①	100%	本店	
		②	50%	支店・営業所	
		欠格		本支店・営業所なし	
パターン③ (本店縛り)	入札参加資格要件 のみ	入札参加資格要件			
		本店のみ			

48

試行結果

- 平成28年度は、平成27年度と比較し、実施件数：1.6倍、入札参加者数：2倍に増加。
- 平均入札参加者数は、測量で約10社あるものの、地質、土木コンサルは少ない状況。
- ⇒ 入札参加者数が少ない地質、土木コンの要因分析を進め、競争性の向上に努める。

■本店の所在の有無を入札参加資格要件(本店縛り)での実施状況



【平均入札参加者数】 (1件あたり)

	測量	地質	土木コン
H27	7.0社/件	8.6社/件	4.0社/件
H28	9.7社/件	6.9社/件	4.6社/件

49

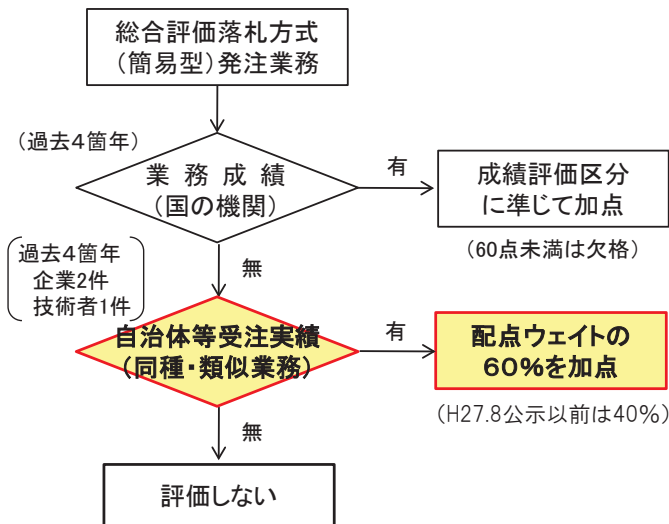
3. 入札・契約手続きの実施方針(継続項目③)

1. ③ 自治体等の受注実績を評価【試行】(継続)

- ・ 企業、技術者とも、国の機関からの同種・類似業務の受注実績は無いが、関東地整管内の自治体等から受注(過去4箇年に企業2件※1、技術者1件※2以上)している場合、業務実績として評価 (H23より適用)
- ・ また、発注業務と同業種区分の業務成績(過去4箇年)を有していない場合でも、上記実績が確認できれば、業務成績評価において加点(港湾空港・建築コンを除く)
- ・ 平成27年8月公示以前は、総合評価落札方式(実施方針確認型)を対象とし、配点ウェイトの40%を加点
- ・ 平成27年8月公示以降は、総合評価落札方式(簡易型)を対象とし、配点ウェイトは60%へ見直し。

※1: 同一自治体等からの受注でなければならない ※2: 企業の実績と同一自治体等からの受注でなければならない

■自治体等の受注実績での業務成績評価



【対象となる自治体等】

- ・ 関東地整管内の都県、政令市
- ・ " " の特殊法人、地方公社
- ・ " " の大規模な工事を行う公益民間企業

【現行の業務成績評価(例:土木コンサル)】

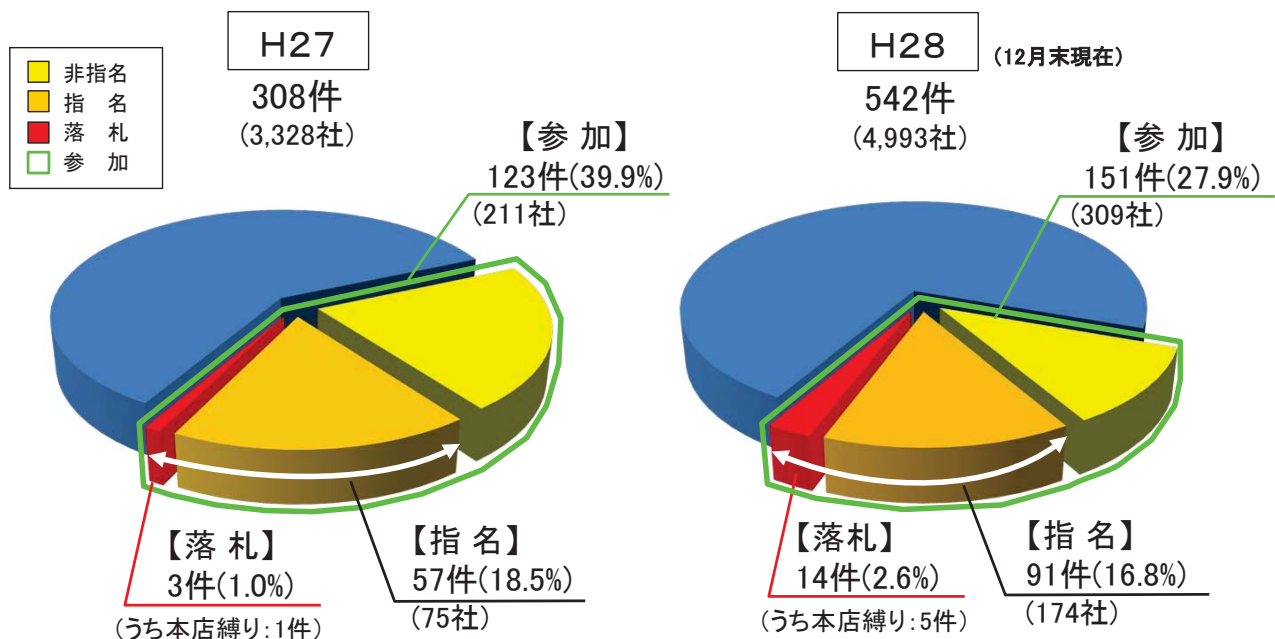
配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	78点以上
② 80%	76点以上～78点未満
③ 60%	74点以上～76点未満
④ 40%	72点以上～74点未満
⑤ 20%	70点以上～72点未満
⑥ 0%	60点以上～70点未満

50

試行結果

○平成28年度は平成27年度と比較し、対象業務件数に対して入札参加業務件数の割合は少ないものの、参加、指名、落札者数の全てにおいて増加。
⇒ 評価ウェイトの見直しが入札参加のインセンティブになっていると考えられる。

■自治体等の受注実績による入札参加等の状況



51

3. 入札・契約手続きの実施方針(継続項目④)

1. ④ 若手技術者の活用を評価【試行】(継続)

- ・若手技術者の育成、確保の観点から、管理(主任)技術者の資格・実績評価における「同種・類似業務の実績」の配点割合を低減させ、技術者に35歳以下の若手を配置した場合に加点評価。
- ・総合評価落札方式(簡易型)で発注する比較的技術難易度の高くない業務を対象(H27.8公示より適用)

■資格・実績評価の配点

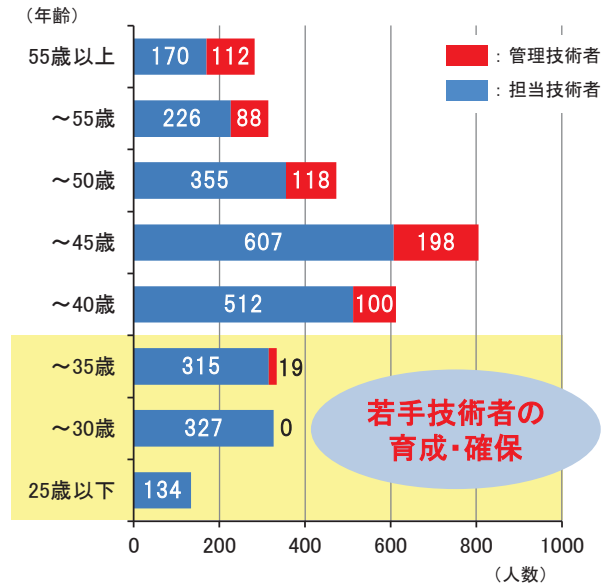
- ・管理(主任)技術者の「業務実績」の配点割合を低減させ、「若手技術者の配置」へ割振り
- ・企業は通常どおりの配点割合

指名段階における管理技術者の配点

(例：土木コンサル業務、地質調査業務)

評価項目		配点	
		通常	試行
資格・実績	技術者資格	4	4
	CPDの取得状況	1	1
	同種・類似業務の実績	10	5
成績・表彰	業務成績	30	30
	優良業務表彰等	5	5
若手技術者の配置		—	5
計		50	50

【参考：配置技術者の年齢構成(H27完了業務)】

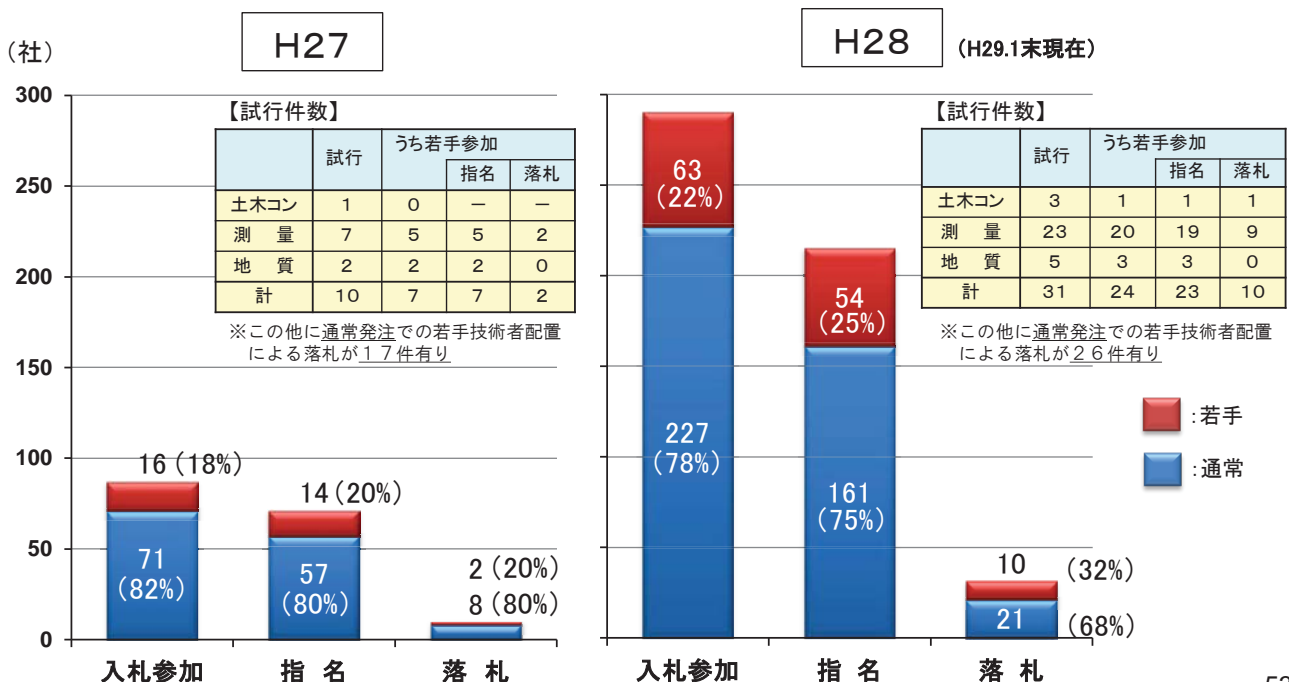


※対象：3業種(土木コン(発注者支援除く)、測量、地質調査) 空港港湾を除く
 ※同一技術者による管理技術者と担当技術者の重複有り

試行結果

○平成28年度は平成27年度と比較し、試行案件数の大幅増加(約3倍)に加え、指名、落札者数の割合も増加。
 ⇒ 成果の品質及び若手技術者の育成・確保への寄与等の効果を検証しつつ試行を継続。

■若手技術者活用による入札参加状況

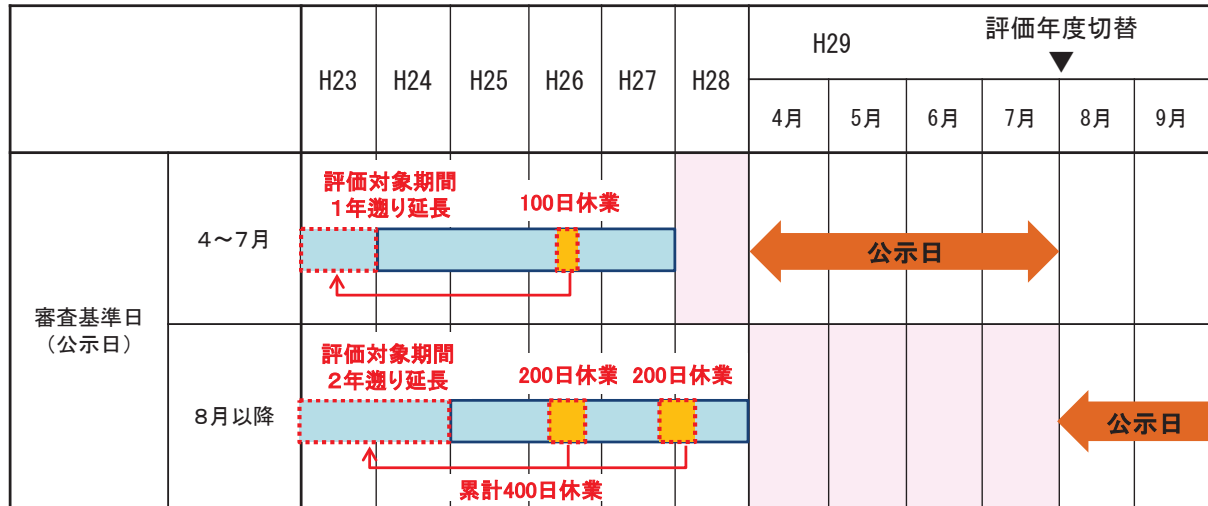


3. 入札・契約手続きの実施方針(継続項目⑤)

1. ⑤ 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)

- ・配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間内において、出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長(H28.8公示より適用)
- ・対象となる休業は、「労働基準法」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」「育児休業」「介護休業」

■業務成績、優良業務表彰(評価対象期間:過去4箇年)の例



3. 入札・契約手続きの実施方針(継続項目⑥)

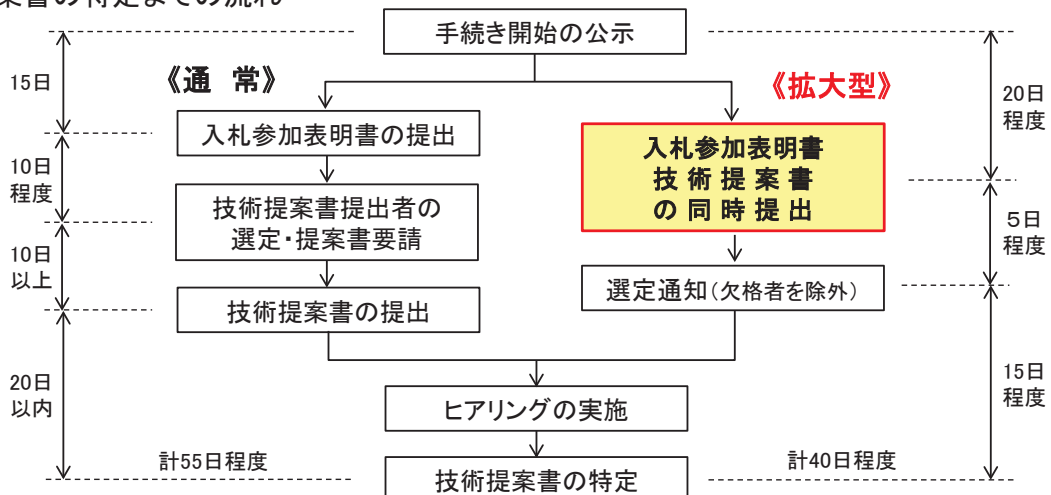
2. ① 分離発注の徹底

- ・測量、地質調査、設計等の業務は、業種区分に応じ原則分離発注。
- ・やむを得ず複合業務で発注の場合、設計共同体(異業種JV)を資格要件とするなど競争環境を確保。

2. ② 拡大型プロポーザル方式の導入【試行】

- ・簡易公募型プロポーザル方式(準ずる含む)で発注する業務において、幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上が望める場合(特殊な業務のため実績が少ない、技術的難易度が非常に高い等)は、技術提案書提出者の選定(欠格者は除く)を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価。(H25.10公示より適用)

■技術提案書の特定までの流れ

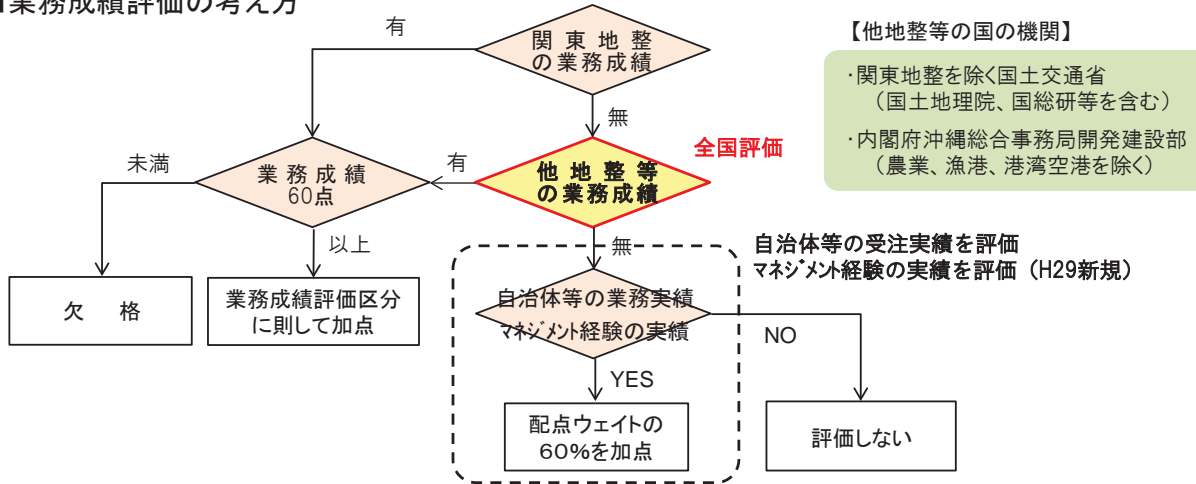


3. 入札・契約手続きの実施方針(継続項目⑦)

2. ③ 業務成績・優良業務表彰の全国評価【試行】

- ・関東地整発注業務において、企業(過去4箇年)、配置予定技術者(過去2箇年)の業務成績・優良業務表彰がない場合、他地整等の国の機関の実績を評価。
- ・土木コン、測量、地質調査の業種区分で発注する業務を対象(補償コンは優良業務表彰のみ)
(空港港湾、建築コン除く、優良業務表彰：H24.8公示より、業務成績：H25.10公示より適用)

■業務成績評価の考え方



2. ④ 優良業務表彰の業種区分評価

- ・より厳格な審査・評価を実施するために、優良業務表彰(企業、技術者)の評価対象を発注業務の業種区分に限定(H28.8公示より適用)

3. 入札・契約手続きの実施方針(継続項目⑧)

2. ⑤ 業務実績の評価対象時期の見直し

- ・同種・類似業務の実績評価対象期間の評価年度切替については、業務成績・優良表彰の評価と合わせ8月としていたことから、業務完了年月によって評価対象外となっていたが、繰越制度の柔軟な活用も踏まえた「履行期限の平準化」の取組みも進めていることから、最新の業務実績を評価に反映。
- ・評価年度の切替を4月とし、過去10年+当該年度の審査基準日(公示日)までに完了した業務が対象となるよう見直し(H28.4公示より適用)
- ・評価対象期間内に出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合は、所定の期間を延長(実施方針1. ⑤業務実績等の評価対象機関の延長(休業考慮)【試行】を適用)

■同種・類似業務の実績評価対象期間

		評価年度切替						評価年度切替										
		H18	H19	H20	~	H26	H27	H28	H29									
									4月	5月	6月	7月	8月	9月				
従前	審査基準日(公示日)	4~7月							評価対象期間(過去10年間)					← 公示日 →				
		8月以降							評価対象期間(過去10年間)					← 公示日 →				
		 : 評価対象外																
見直し	審査基準日(公示日)	(例) 7月の場合	 評価対象期間(過去10年間 + 当該年度分) ◎公示日															

3. 入札・契約手続きの実施方針(継続項目⑨)

3. ① 入札説明書等の記載の簡素化【試行】

- ・ 入札説明書等の記載内容の見直しを行うとともに、共通事項はホームページに掲載し簡素化
- ・ 指名選定時等の評価方法を見直し、参加表明書の添付資料を簡素化。
- ・ 総合評価落札方式(簡易型)に限り、技術提案書の記載内容を見直し、過剰な記載を抑制することで、受注者の実施方針作成手間、発注者の評価手間を削減(H27.8公示から実施)
- ・ また、実施方針における評価ポイントを明確化(H28.8公示より実施)

■ 技術提案書の記載内容

項目	従前	試行
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を実施する上での着目点を抽出し、それを踏まえた実施方針、品質管理等について記載。 ※着重点は複数記載可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者が提示する、成果の品質に関わる事項 業務のクリティカルパス 等における課題(留意点)とその理由及び具体的な対応方針を記載。 ※課題は最も重要と考えられる1項目を記載。
実施手順	業務実施手順を示す実施フローを記載。	従前通り。
工程表	業務量の把握状況を示す工程計画を記載。	従前通り。
その他	有益な代替案、重要な指摘事項について記載。	—

3. 入札・契約手続きの実施方針(継続項目⑩)

追加参考資料の提出を求める取り組み【試行】

- ・ さらなる評価・審査の精度向上を図るため、参加表明書に添付される企業、予定技術者の経験及び能力を確認する資料(様式1~6)を基に、各項目において想定される評価ウェイト・技術点を記載する追加参考資料(参考資料様式-1)の提出を求める取り組み。

【参考資料様式-1】 総合評価落札方式(簡易型)

評価項目	詳細項目	評価の着目点	評価のウェイト	技術点	
参加表明書の経験及び能力(企業)	資格・実績	資格要件	技術部門登録		
		業務経験	業務実績(同種又は類似業務等の実績)		
		地域性	地理的条件		
	小計			0	
	成績・表彰	専門技術力	業務成績 優良業務表彰等の経験		
		小計		0	
予定管理・運営技術者の経験及び能力(予定技術者)	資格・実績	資格要件	技術者資格		
		継続教育取組実績	OPDの取得状況		
		業務経験	業務実績(同種又は類似業務等の実績)		
		若手技術者	若手技術者の配置		
	小計			0	0
	成績・表彰	専門技術力	業務成績(平均技術者評定点) 平成27年度完了業務において技術者評定点に80点未満がある場合の減点 優良業務表彰等の経験		
小計			0	0	
応募者当選予力及び技術担	資格・実績	資格要件	技術者資格		
	小計			0	
予定定額案件技術者の経験及び能力	資格・実績	資格要件	技術者資格	数値化しない	
		継続教育取組実績	OPDの取得状況		
		業務経験	業務実績(同種又は類似業務等の実績)	数値化しない	
	小計			0	
	成績・表彰	専門技術力	業務成績	数値化しない	
		小計			0
合計			0	0	

評価の際の参考資料として使用し、記載された内容・技術点に誤りがあった場合においても、参加表明書等が無効となる等の不利益は生じない。

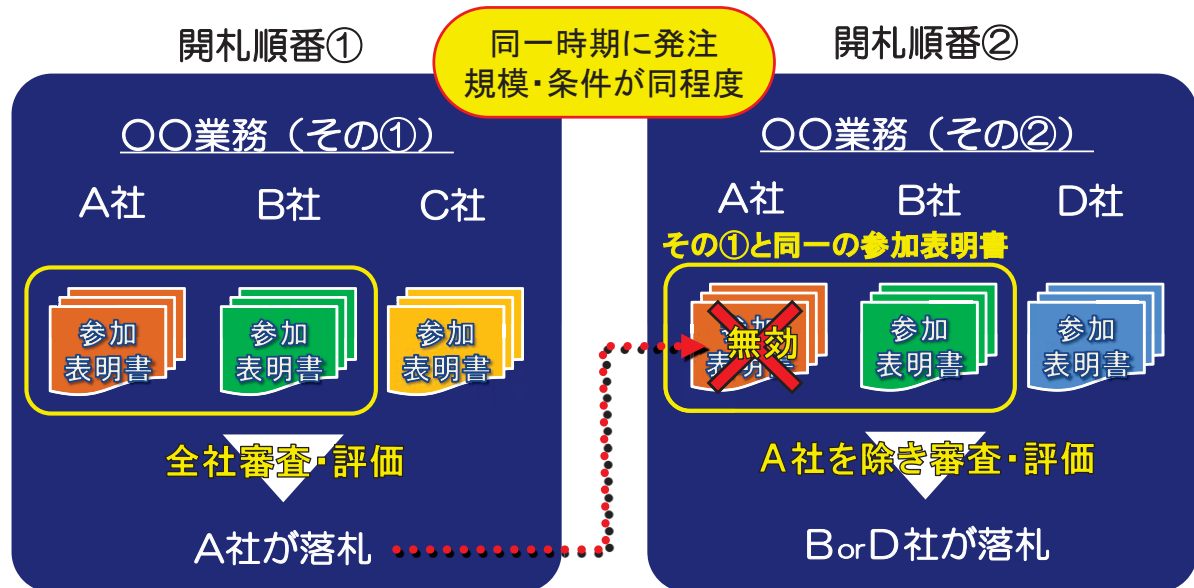
提出は任意となるが、全ての項目を記載していない場合でも提出は可能。

様式1~6に記載した内容と本参考様式の内容が異なる場合は、必要に応じて電話等で記載内容について確認することがある。

3. 入札・契約手続きの実施方針(継続項目①)

3. ②一括審査方式の導入【試行】

- ・同一時期に発注される規模、条件が同程度の複数業務に入札参加する場合、同一の参加表明書により評価（H28.8公示より適用）
- ・あらかじめ定めた開札順番で開札し、落札者を決定（重複受注は認めない）
- ・対象は、十分な競争性が確保でき、技術的難易度が比較的高くない総合評価落札方式で発注する業務。（例えば災害時の測量・設計業務などの実施期間・期限が限られている業務等）



入札参加者・発注者へのアンケート結果

- 12月末現在で、土木コンサル（1グループ：4件）、地質調査（1グループ：5件）で試行
- 現在、土木コン（1グループ）、測量（1グループ）、補償コン（1グループ）で手続き中。

対象	発注担当者(2名)	入札参加者(N=19社)
アンケート結果	Q1:本試行により事務負担が軽減されたか	Q1:本試行により事務負担が軽減されたか
	非常に軽減された。 1名	非常に軽減された。 8社
	軽減された。 1名	軽減された。 10社
	Q2:どの部分で軽減が図られたか	わからない(これまで未参加のため) 1社
	資料作成、審査・評価等の事務手続き全般 2名	Q2:どの部分で軽減が図られたか(複数回答)
	Q3:改善を要すると事項等	参加表明・技術提案を業務毎に提出しなくて良い。 19社
	審査・評価結果は業務毎に整理するため、事務作業の効率化に向けた工夫が必要	複数業務の入札説明書を確認する必要がない。 3社
		Q3:本試行が入札参加の意思に影響したか(複数回答)
		特に影響はない。(複数業務に参加のため) 7社
		一度に複数業務に参加可能なため、都合が良いと感じた。 11社
	受注の可能性が高くなると期待して参加。 10社	
	Q4:本試行に関する意見又は改善を要する事項等	
	複数の業務が同時に公表される場合には、非常に有用であるため、参加条件を満たしている案件は、積極的に参加したい。	
	地元業者は配置可能な技術者が限られるため、一度に複数業務に参加可能な本試行による受注機会の増加に期待。	
まとめ	○発注者からは、事務負担が軽減、入札参加者からは事務負担の軽減とともに、入札参加のインセンティブとなっているとの回答が大勢を占めた。実施案件が少ないため、引き続き、効果検証を進める。	

品質確保対策の実施状況

1. 設計業務等における品質確保対策

	取り組み項目	対象	実施期間	特記事項	
業務発注	①適正な履行期間の設定および履行期限の平準化 ※発注者支援業務、年間を通して行う業務は除く	測量 地質 設計	H23年度～	【履行期限目標】 12月まで:25%以上 1～2月:25%以上 3月:50%以下	
業務履行	②条件明示の徹底 条件明示チェックシート(案)の活用	設計	H24年度～ 対象項目を順次拡大中	道路、橋梁、樋門・樋管、 排水機場、築堤護岸、 山岳トンネル、共同溝、 砂防堰堤 27年度から標準歩掛りに収録	
	受発注者の コミュニケーション 円滑化の取組み	合同現地踏査の実施	設計	H22年度に一部試行 H23年度～完全実施	27年度から標準歩掛りに収録
		③業務スケジュール管理表の活用 ④業務推進審査会の設置			
		ワンデーレスポンスの実施	測量 地質 設計		
受注者による確実な照査の実施	適正な照査期間の確保	設計	H23年(12月)～	27年度から標準歩掛りに収録	
	照査報告に関する照査技術者との 打合せの実施				
	⑤照査体制の強化「赤黄チェック」	設計	詳細設計について 平成25年(10月)～試行 平成28年4月～完全実施	照査の根拠となる資料を示す ことができる照査方法の実施と 発注者への提示	

①適正な履行期間の設定および履行期限の平準化

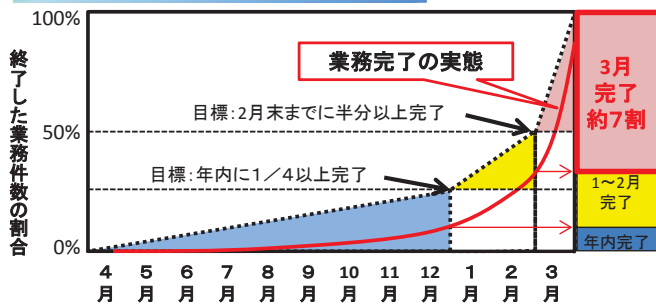
業務(設計、測量、地質調査等)の完了日(履行期限)が年度末に集中しており、就業環境の悪化、生産性の低下によって業務の品質に影響を与えている。
履行期限を平準化することで改善される。

設定目標

履行期限設定は、当該月に履行期限を迎える業務件数の比率が以下の数値になることを目標とする。
(発注者支援や通年業務は対象外)

4月～12月	1月～2月	3月
25%以上	25%以上	50%以下

履行期限の実態と課題



当初発注時の履行期限は概ね上記の目標に近い割合であるが、工期延伸される業務が多数あり、結果的に約7割が3月工期に。

対策メニュー

○履行期間の確保と柔軟な国債の活用・運用

- ・適正な履行期間の設定を徹底。
- ・履行期限の平準化も踏まえ当初予算において国債を設定。
- ・翌債等の明許繰越しの制度も適切に活用。

○業務発注時期の適切な設定

- ・先の設定目標を念頭に、履行期限と履行期間から逆算して適切な業務発注時期を設定する。
- ・業務完了を早めるため、早期発注に努める。

○計画的な業務の進捗管理

- ・業務スケジュール管理表、条件明示チェックシート等(別掲)を有効に活用して計画的な業務進捗を図り、中間確認を行うなど発注当初の履行期限で完了できるように努める。

効果

- ◆ 照査が充実し、**業務成果の品質向上**
- ◆ 年度末の業務量縮減で、**就業環境が改善**

64

②条件明示の徹底(条件明示チェックシート(案)の試行)

詳細設計業務の**業務着手時**(契約後)、受注者に対して必要な情報を漏れなく明示するためのツール。

対象となる業務 ……下記の「詳細設計」

- 道路 ○橋梁 ○樋門・樋管
- 排水機場 ○築堤護岸 ○山岳トンネル
- 共同溝 ○砂防堰堤

具体的な取組

1. 予備設計

受注者は、「条件明示チェックシート(案)」を作成し、成果品として納品する。

2. 詳細設計

発注時に提示すべき設計条件については、発注関係図書(特記仕様書等)に明示、条件明示チェックシートについては、業務着手時(契約後)に受注者に提示する。

※業務着手時までに明示できない条件については、条件の決定に際して必要な検討事項、条件確定の時期等を整理し受発注者間で情報共有を図る。

チェックシートの構成と項目

- ① 詳細設計業務実施に必要な条件
 - ・明示項目
 - ・主要内容 ←(案)に記載済み
- ② 対象項目
(条件明示の対象なら○、対象外なら×を記載)
- ③ 確認状況および確認日
(全確定なら○、一部確定は△、未確定は×の記号と、それを確認した日付を記載)
- ④ 確認資料 (資料の名称、頁番号等を記載)
- ⑤ 備考 (③が△×の進捗状況を記入)

効果

- ◆ **明示すべき事項の漏れを防止できる**
- ◆ **条件確定の有無と時期を受発注者で共有**

65

③コミュニケーション円滑化の取組み(業務スケジュール管理表)

詳細設計業務において、通常の工程表に加えて、履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の役割分担、回答期限等も明記した「**業務スケジュール管理表**」を受注者が作成し、発注者と共有する。

様式と記載内容

※説明用に簡略化しています

業務名、受注者名、管理技術者名等を記載		現在の状況、課題、当面の目標等を記載				
作業項目	8月	9月	10月	11月	備考	
打合せ	○		○	○		
現地踏査	■	工程表(バーチャート)				
〇〇設計		■		★中間確認		
照査				■		
着手日	作業事項(タスク)	作業者		状況	目標	懸案事項
		発	受			
			○	完了		
		○			9月末	
判断等を要する事項、未確定事項のリスト						

作成手順と活用方法

- ① 受注者が作成し初回打合せ時に提示
↓
(業務の進捗、状況変化で内容が変わる)
- ② 次の打合せ時に**内容を加筆修正した版を受注者が作成し提示**
↓
- ③ **スケジュール確定まで②を繰り返す**

※スケジュールの修正検討は履行期限からの逆算ではなく、作業項目ごとの必要な履行期間を積み上げていくことに留意。
※作業の区切りの良いところで業務進捗状況の中間確認を行う。

効果

- ◆ **業務履行上の課題を明確にできる**
- ◆ **適正な履行期間の確保**

④コミュニケーション円滑化の取組み(業務推進審査会の設置)

業務実施上の課題を迅速・明瞭に解決するため、受発注者が揃って議論する場を制度化する。

平成28年度より

業務推進審査会の概要

【出席者】

発注者	受注者
<ul style="list-style-type: none"> ● (技)副所長 ● 発注担当課長 ● 主任調査員 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理技術者 ● 照査技術者 等

【審査項目】

- ◆ 設計工種の追加等、大規模な業務内容の変更
- ◆ 工程に影響を及ぼす規模の業務遅延への対処 など

【実施時期】

- ◆ 受注者からの開催要請時
- ◆ 発注者発議の契約変更時 等

変更項目の例

- 事業計画変更に伴う業務範囲の追加・拡大
- 第三者(外部)に起因した設計条件の確定遅延に伴う履行期限延伸

効果

- ◆ **適切な変更契約の実施**
(増額、履行期限延伸等)
- ◆ **受発注者間の意思表示の明確化**
→手戻りの防止、受発注者双方の
- ◆ **業務量の縮減**
- ◆ **繰越等の円滑化**

◆目的

・設計業務の成果の不具合が生じる原因の一因として受注者による確実な照査が十分に実施されていないという問題が指摘されているところであり、設計不具合の主要因は、データ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス(単純ミス)が挙げられている。



照査体制を強化し、設計不具合の主要因であるデータ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス(単純ミス)を防止する。

◆対象業務: 詳細設計業務

※平成25年10月から試行、平成28年4月より完全実施。積算基準にも歩掛掲載。

◆具体的な取組み

詳細設計業務の受注者は、照査について、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法で行うこととする。

また、成果品納入時における照査報告において、設計図面等における照査の根拠となる資料を示すことができるものを提示する。

(成果品として納める必要はないが、照査報告書および打合せ記録簿に資料の提示の有無を記載)

【例】作成した資料に、①確認マークを黄色で入れ、

②修正箇所の訂正を赤字でし、

③修正結果の確認マークを青色で行う。



1.3.2 保有耐力法

橋軸方向

	タイプIの設計荷度、分担重量				タイプIIの設計荷度、分担重量			
	C1skhco	khg	0.4C1z	Wu (kN)	C11skhco	khg	0.4C11z	Wu (kN)
正方向	1,0231	0.50	0.40	10900.00	1,1969	0.80	0.40	11000.00

橋軸直角方向

	タイプIの設計荷度、分担重量				タイプIIの設計荷度、分担重量			
	C1skhco	khg	0.4C1z	Wu (kN)	C11skhco	khg	0.4C11z	Wu (kN)
正方向	1,0666	0.50	0.40	10900.00	1,2605	0.80	0.40	11100.00

C1skhco: 地域別補正係数×設計水平荷度(タイプI)の標準値
 C11skhco: 地域別補正係数×設計水平荷度(タイプII)の標準値
 khg: 地盤面における設計水平荷度
 0.4C1z: 道示V(編7.4.1)を適用したときの設計水平荷度(タイプI)
 0.4C11z: 道示V(編7.4.1)を適用したときの設計水平荷度(タイプII)
 Wu: 橋脚が支持している上部工重量

共通仕様書、技術者単価、積算基準の改定

70

設計業務等共通仕様書の主な改定内容

主な改定内容

- 各種基準類の改定等に伴い、主要技術基準及び参考図書を更新
- 特記仕様書にて対応していたものを共通仕様書に明記
 - ・新技術の活用について、NETIS登録技術の報告、調査票の提出を明記
 - ・詳細設計照査要領(H29.3改定予定)に基づき実施することを明記(対象は下記8項目)
 - I 樋門・樋管詳細設計
 - II 排水機場詳細設計
 - III 築堤護岸詳細設計
 - IV 道路詳細設計(平面交差点を含む)
 - V 橋梁詳細設計
 - VI 山岳トンネル詳細設計
 - VII 共同溝詳細設計
 - VIII 仮設構造物詳細設計

※共通仕様書は原則2年ごとの改定。今年度は原則特段必要性の高いもののみ改定。

71

1. 設計業務委託等技術者単価とは

- ・設計業務委託等技術者単価は、国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託（コンサルタント業務・測量業務等）の積算に用いるための単価。
- ・毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて決定。

2. 平成29年度技術者単価の概要

【全職種平均】 36,580円 対前年度比 +3.1% (H24比) (+18.9%)

(内訳)		対前年度比	(H24比)
設計業務	平均 44,857円	+2.2%	(+17.0%)
測量業務	平均 30,040円	+5.6%	(+32.5%)
航空・船舶関係業務	平均 34,180円	+3.7%	(+12.7%)
地質調査業務	平均 32,167円	+1.4%	(+18.0%)

(参考) 近年の技術者単価の伸び率 (全職種平均)

全職種 : H25 H26 H27 H28 (H24比)
 +0.4% → +4.7% → +4.7% → +3.8% (+15.3%)

標準積算基準書の主な改定内容①

主な改定項目

➤ 標準歩掛の改定について

平面交差点予備設計、砂防堰堤予備設計、歩道詳細設計 (実態乖離の修正)

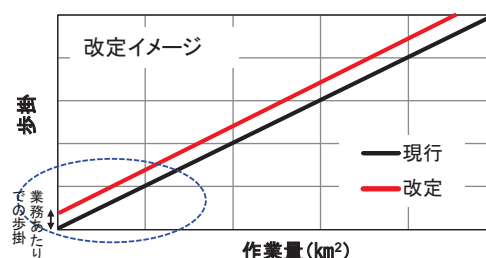
平面交差点予備設計 (単位:箇所)	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現行歩掛	1.0	3.5	3.0	4.0	3.5
改定歩掛	1.0	3.6	3.2	5.8	4.1

砂防堰堤予備設計 (単位:基)	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現行歩掛	7.0	12.0	13.0	10.0	15.0
改定歩掛	7.2	11.7	13.2	10.5	14.5

歩道詳細設計 (単位:km)	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現行歩掛	1.5	2.0	5.7	7.2	9.0
改定歩掛	1.5	2.3	6.7	8.6	9.8

現地測量：業務あたりでの歩掛新設

- ※小規模になるほど実態と乖離しているため従来歩掛に業務あたりでの歩掛を設定して小規模での乖離に対応。
- 合わせて実態に応じて歩掛改定。



主な改定項目

➤ 橋梁定期点検業務等積算基準の改定

「橋梁における第三者被害予防措置要領(案)」の改定に伴う「橋梁定期点検業務等積算基準」の改定
4-2-5 標準歩掛 (5) 第三者被害予防措置

		技師(B)	技師(C)	技術員
現行歩掛	1) 打音検査	1.0	1.5	1.0
	2) 遠望目視及び非破壊検査	2.0	2.0	0.5
改定歩掛	1) 措置計画の作成及び非破壊検査	2.0	2.0	0.5
	2) 打音検査	1.0	1.5	1.0

➤ 設計変更の積算方法について

1-9 設計変更の積算方法

設計変更における業務費(業務委託料)の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{業務価格 (落札率を乗じた額)} &= \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}} \\ \text{変更業務費 (変更業務委託料)} &= \text{業務価格 (落札率を乗じた額)} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

- 注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。
2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。
3. 設計変更における単価については、以下の場合において新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。
・当初業務履行予定地以外の箇所変更があった場合
・当初業務では想定されなかった新規の工種変更があった場合

※赤字部分: 追記

主な改定項目

➤ 往復旅行時間にかかる直接人件費について

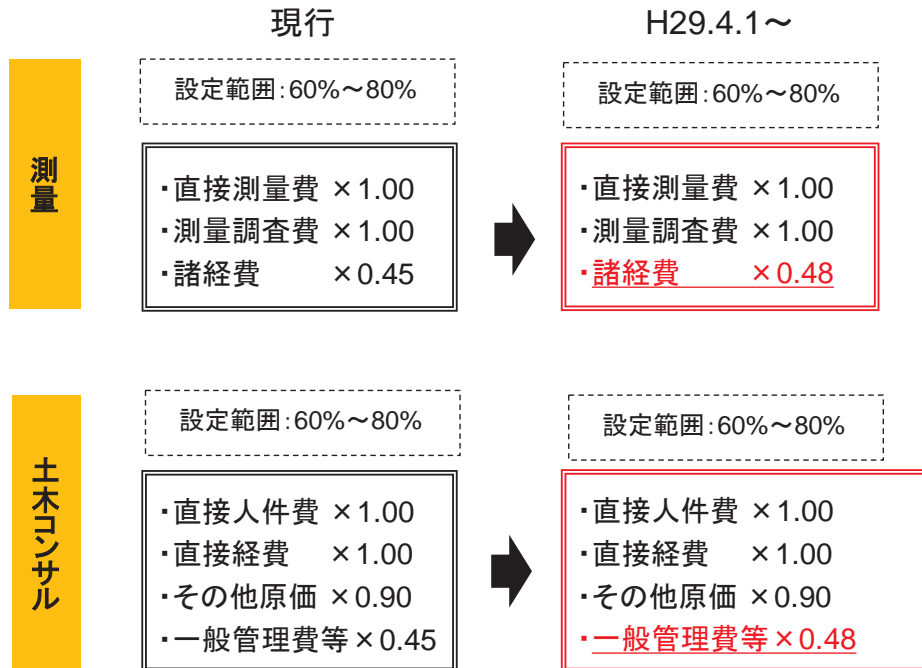
往復旅行時間にかかる直接人件費については、原則、滞在の時のみ計上する。

改正	現行																																																								
<p>1-3 旅費交通費</p> <p>1-3-1 通勤及び宿泊の区分</p> <p>(1) 通勤により業務を行う場合 通勤により業務を行えるかどうかの判断は下記を目安とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。 なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。 また、現地での作業を伴う業務は連絡車(ライトバン)運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算することを標準とする。</p> <p>1) 積算上の基地から現地まで、連絡車(ライトバン)運転によるものとして積算する場合は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度とする。 地質調査業務及び土木設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお、測量業務においては、連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。 連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td>2.6L/h×○h</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積 料</td> <td>ライトバン 1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>#</td> <td>#</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> <p>連絡車(ライトバン)運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。</p> <p>2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。</p> <p>3) 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。</p>	名称	規格	単位	数量	単価	金額	備 考	ガソリン	レギュラー	L			2.6L/h×○h		積 料	ライトバン 1.5L	h			運転時間当り損料		#	#	日	1			供用日当り損料	<p>1-3 旅費交通費</p> <p>1-3-1 通勤及び宿泊の区分</p> <p>(1) 通勤により業務を行う場合 通勤により業務を行えるかどうかの判断は下記を目安とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。 なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。 また、現地での作業を伴う業務は連絡車(ライトバン)運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算することを標準とする。</p> <p>1) 積算上の基地から現地まで、連絡車(ライトバン)運転によるものとして積算する場合は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度とする。 なお、測量業務においては、連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。 連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td>2.6L/h×○h</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積 料</td> <td>ライトバン 1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>#</td> <td>#</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> <p>連絡車(ライトバン)運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。</p> <p>2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。</p> <p>3) 土木設計業務等に関する現地調査及び地質調査業務に関する現地調査の旅費交通費及び往復旅行時間にかかる直接人件費は、別途計上する。</p>	名称	規格	単位	数量	単価	金額	備 考	ガソリン	レギュラー	L			2.6L/h×○h		積 料	ライトバン 1.5L	h			運転時間当り損料		#	#	日	1			供用日当り損料
名称	規格	単位	数量	単価	金額	備 考																																																			
ガソリン	レギュラー	L			2.6L/h×○h																																																				
積 料	ライトバン 1.5L	h			運転時間当り損料																																																				
#	#	日	1			供用日当り損料																																																			
名称	規格	単位	数量	単価	金額	備 考																																																			
ガソリン	レギュラー	L			2.6L/h×○h																																																				
積 料	ライトバン 1.5L	h			運転時間当り損料																																																				
#	#	日	1			供用日当り損料																																																			

※実態調査の結果、通勤により業務を行う場合の標準的な往復旅行時間にかかる直接人件費については、積算基準に含まれていると解釈することが妥当とされたため。

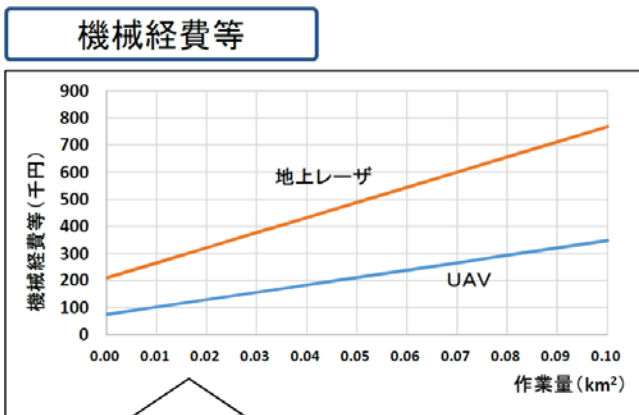
低入札価格調査基準の運用の見直しについて

- H29年4月1日以降に入札公告を行う業務から対象
- 本社従業員等の賃金等を最新のデータに基づき見直し以下の通り参入率を変更



【参考】UAV及び地上レーザ測量における機械経費等算定式の設定

- ICTを取り入れた技術により生産性向上を図るため公共測量において、UAV写真測量及び地上レーザ測量に要する機械経費等の算定式を新設する。
⇒ 機械経費等については、算定式に基づき計上を実施(測量面積に比例)



含まれている主な内容

機械経費の構成				機械経費の構成			
名称	規格	単位	適用	名称	規格	単位	適用
UAV本体及び撮影機		台日	UAVの場合のみ	パーソナルコンピュータ		台日	共通
地上レーザ測量機		台日	地上レーザの場合のみ	写真解析		台日	UAVの場合のみ
トータルステーション	2級	台日	共通	点群処理		台日	共通
ライトバン	1.5L	台日	共通				
#	#	台時	共通				
確認材	一式		共通				

直接人件費

- ◆ 業務公告後、指名業者に見積りを徴収。平均値等を用いて当該業務の歩掛かりを算定、公表

細別	適用	内外業	直接人件費				
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
技術者単価			39,000	30,500	25,700	25,600	21,500
作業計画	共通	内					
標定点・検証点の配置	共通	外					
細部測量(UAV)	UAVのみ	外					
細部測量(地上レーザ)	LSのみ	外					
三次元形状復元(SfM処理)	UAVのみ	内					
数値編集	共通	内					
三次元点群データ作成	共通	内					

※標定点・検証点の配置には対空標識等の設置を含む。

土木設計業務等変更ガイドライン

国 土 交 通 省
技 術 調 査 課
平 成 2 7 年 3 月

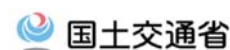


※契約毎に契約書、共通仕様書の対象条番号等が異なる場合があります。

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

78

目次



1. はじめに
2. 土木設計業務等の変更となり得るケース
3. 土木設計業務等の変更とならないケース
4. 土木設計業務等の変更の手続フロー

1. はじめに

(1) 土木設計業務等の特性

○土木設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

(2) 発注者・受注者の留意事項

○発注者は、国庫債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。

また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越(翌債)の適切な運用を行う。

○発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。)の変更の円滑化を図る必要がある。

○発注者は、必要な業務の条件(必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。)を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。

○受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。

○受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。

○受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。

○受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。

○受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

80

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
3. 所定の手続(契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

【留意事項】

◆設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

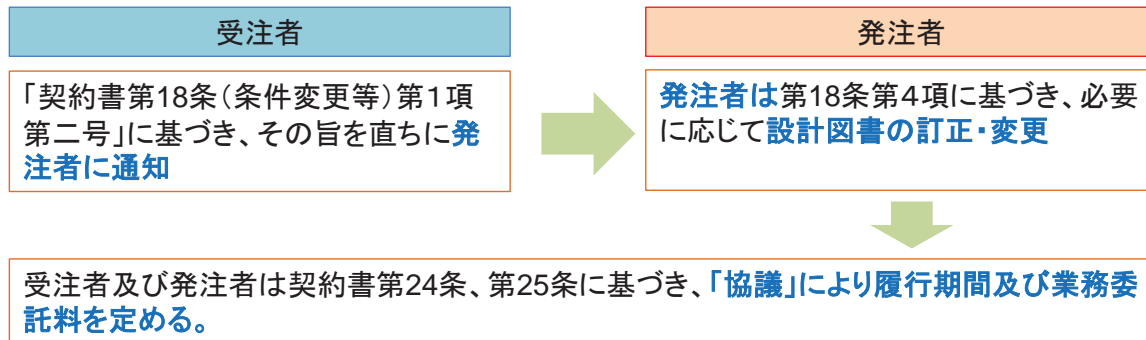
1. 受・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
2. 受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式の場合)

81

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続 (契約書第18条第1項第二号)

- 受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。
受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



- Ex. (1)貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
(2)必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
(3)条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

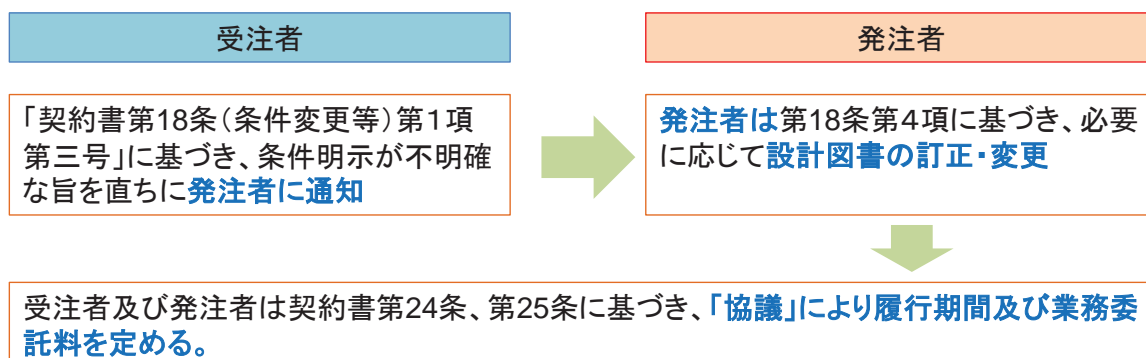
等

82

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続 (契約書第18条第1項第三号)

- 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。
受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



- Ex. (1)同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。
(2)設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
(3)既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
(4)関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

等

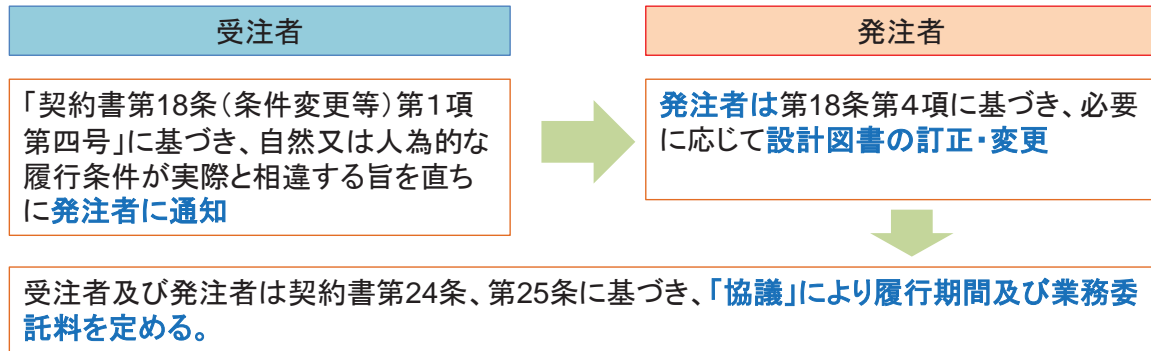
83

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の 手続 (契約書第18条第1項第四号)

○自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



- Ex. (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討すべき項目が増えた。
(2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
(3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
(4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
(5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
(6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
(7) その他、新たな制約等が発生した場合

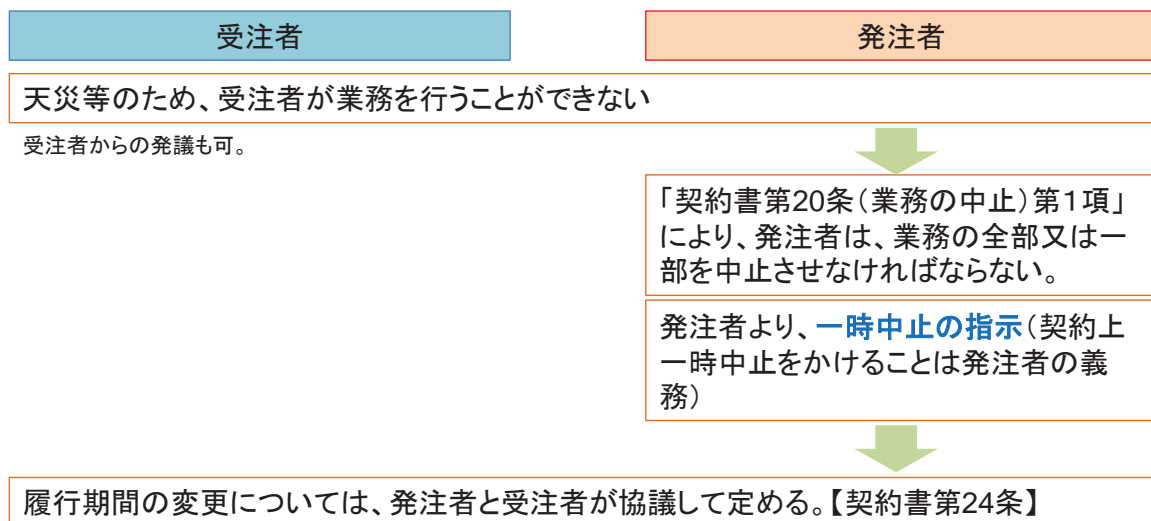
等

84

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(4) 業務の中止の場合の手続 (契約書第20条、共通仕様書第1124条)

○第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る)。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。



- Ex. (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
(2) 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不相当又は不可能となった。
(3) 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不相当又は不可能となった。

85

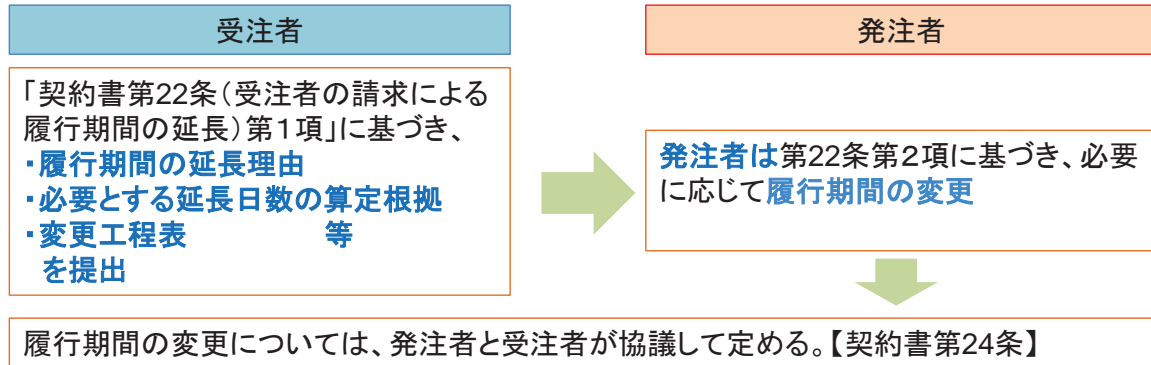
2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続

(契約書第22条、共通仕様書第1123条)

○受注者の責めに帰することができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。



- Ex. (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
(2) 天災等により業務の履行に支障が生じた。

等

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

(共通仕様書第1105条)

○受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

- Ex. (1) 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
(2) 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
(3) 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

等

3. 土木設計業務等の変更の対象とならない不可能なケース

【基本事項】

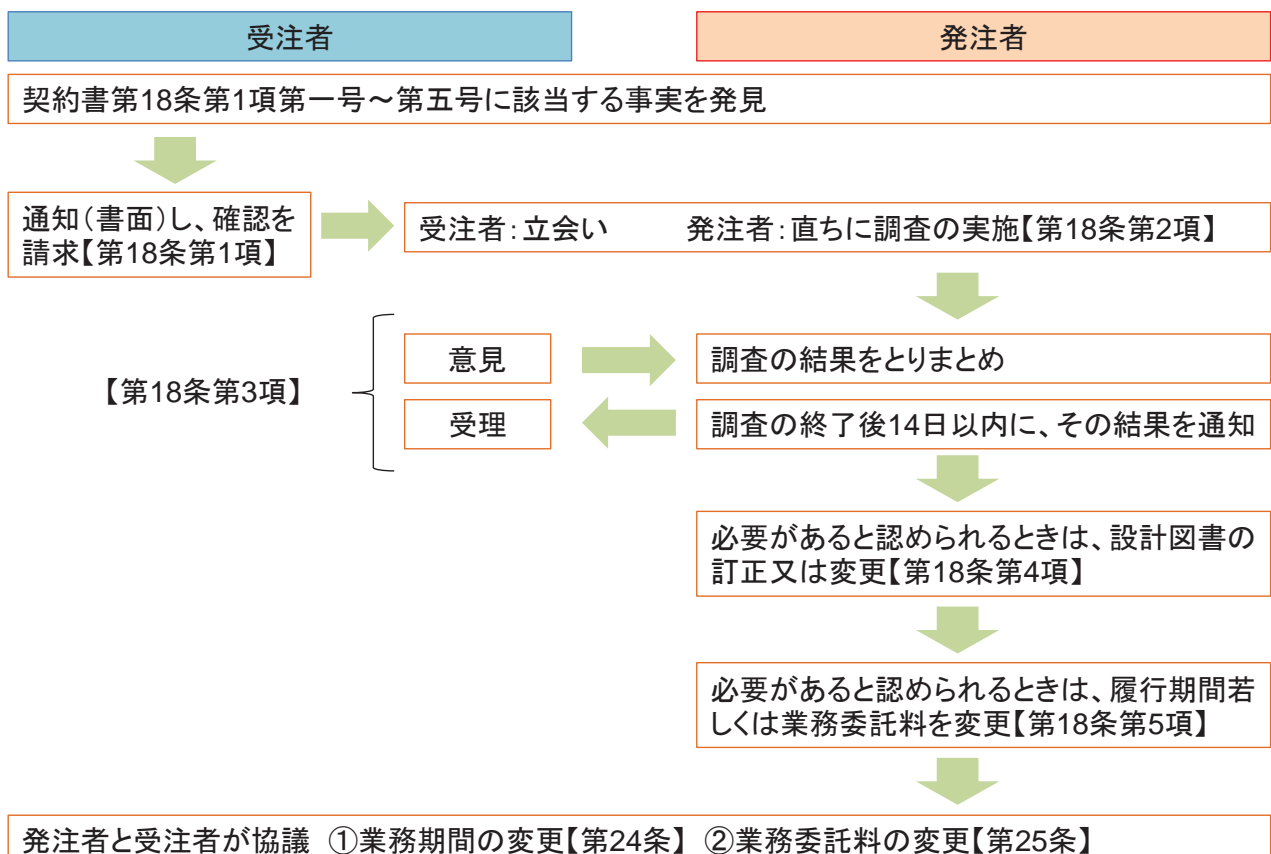
◆下記のような場合においては、原則として契約書第24条及び第25条の変更ができない。

ただし、契約書第26条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
3. 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合（契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条）
4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

88

4. 土木設計業務等の変更の手続フロー



89

平成29年度 発注者支援業務等

90

平成29年度 発注者支援業務等の概要

1. 発注者支援業務について

1-1. 「民間競争入札」の導入

- 平成29年度は、平成28年度に引続き、以下に示す業務（発注者支援業務等）において、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づく民間競争入札」により実施する。

<発注者支援業務等>

- ・発注者支援業務
積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務
- ・公物管理補助業務
河川巡視支援業務、ダム管理支援業務、
堰・排水機場等管理支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務
- ・発注者支援業務等
用地補償総合技術業務

1-2. 平成28年度から変更点

- 発注機関に「**文部科学省所管の大学共同利用機関法人**」を追加

91

1-3. 業務内容

		業務名	主な業務内容
発注者支援業務等	発注者支援	積算技術業務	工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務の支援
		技術審査業務	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のため、審査資料の作成等の業務の支援
		工事監督支援業務	工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援
	公物管理補助	河川巡視支援業務	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域(河川区域、河川予定地、河川保全区域)を巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録するとともに、必要な措置を講ずる業務
		ダム管理支援業務	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援(排水機場等もあり)
		堰・排水機場等管理支援業務	管理する堰や排水機場及び樋門等の操作支援並びに操作に必要な情報収集や目視による点検
		道路許認可審査・適正化指導業務	各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法占有の指導取締り、境界確認申請審査・現地立会い、特殊車両通行の指導取締り等の支援
	発注者支援業務等	用地補償総合技術業務	公共用地交渉用資料の作成、権利者に対する公共用地交渉の実施等

1-4. 発注方式

- 全て一般競争入札（総合評価落札方式）で実施
- 複数年度契約の導入

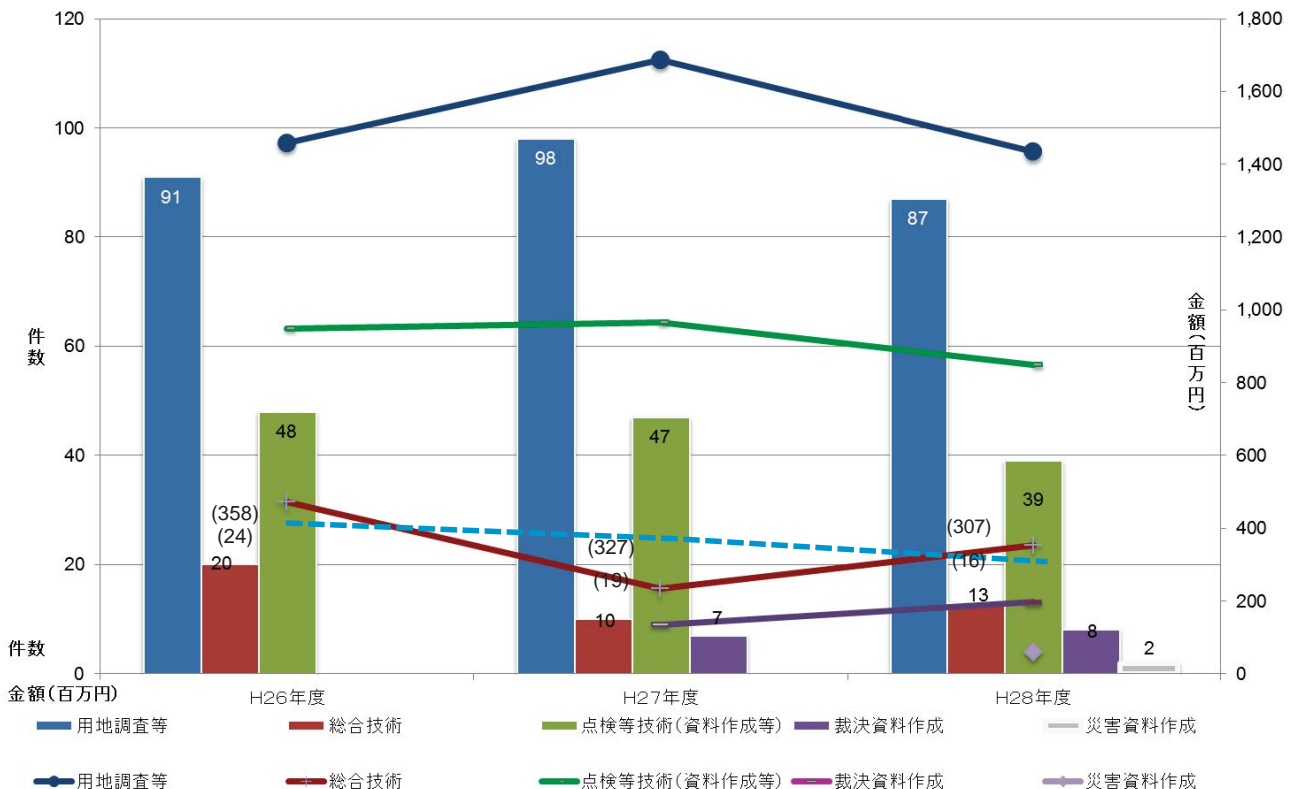
		業務名	総合評価落札方式	
			価格点:技術点	タイプ
発注者支援業務等	発注者支援	積算技術業務	1:2	標準
		技術審査業務	1:2	標準
		工事監督支援業務	1:2	標準
	公物管理補助	河川巡視業務	1:2	標準
		ダム管理支援業務	1:2	標準
		堰・排水機場等管理支援業務	1:2	標準
		道路許認可審査・適正化指導業務	1:2	標準
	発注者支援業務等	用地補償総合技術業務	1:2	標準

平成29年度 補償コンサルタント業務 における入札契約手続き実施方針等について

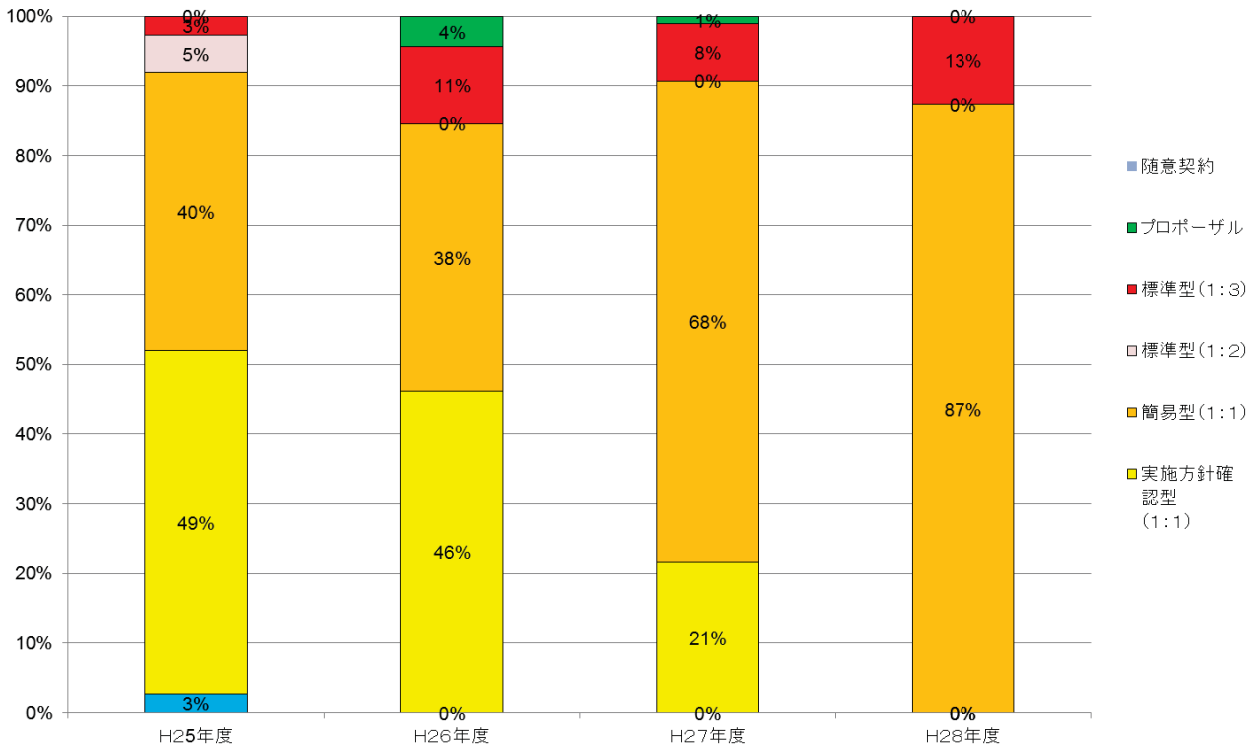


平成29年4月14日
国土交通省 関東地方整備局
用地部 用地調査官 曾雌 幹夫

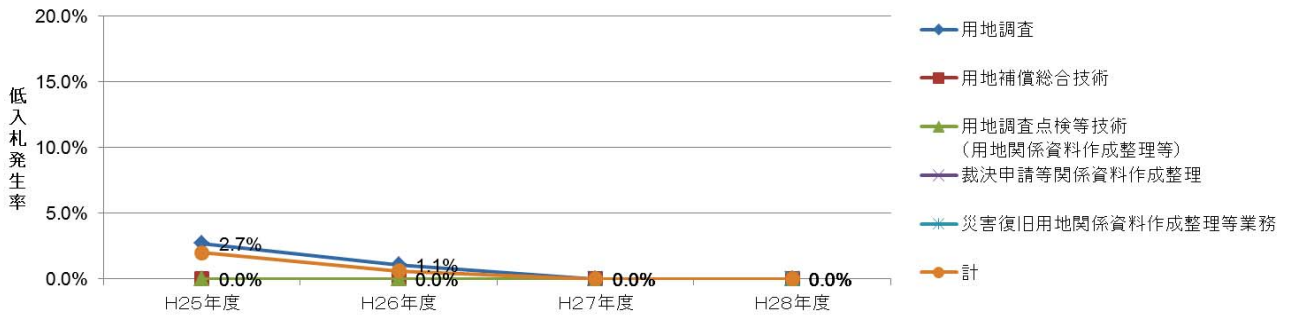
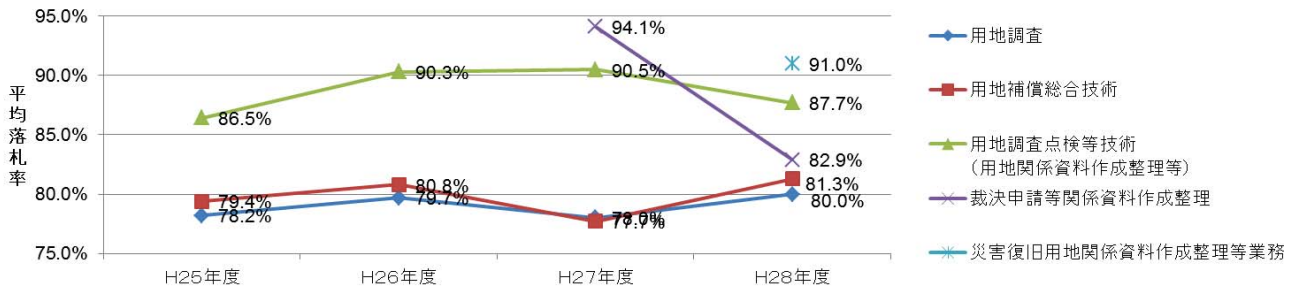
補償コンサルタント業務 入札契約状況



契約方式別の契約状況の推移(用地調査等業務)



補償コンサルタント業務 入札契約状況



	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
用地調査	4	1	0	0
用地補償総合技術	0	0	0	0
用地調査点検等技術(用地関係資料作成整理等)	0	0	0	0
裁決申請等関係資料作成整理等			0	0
計	4	1	0	0

1. 品質確保と担い手の育成・確保

※赤字：H29から 青字：H28から 黒字：H27以前から

○確実な品質確保対策の実施

- ①履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大【試行】

○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保

- ②適切な地域要件の設定【試行】
- ③自治体等の受注実績を評価【試行】
- ④若手技術者の活用を評価【試行】
- ⑤業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)

2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- ①分離発注の徹底
- ②拡大型プロポーザル方式の導入【試行】
- ③業務成績・優良業務表彰の全国評価【試行】
- ④優良業務表彰の業種区分評価(補償コンは既に業種を限定済み)
- ⑤業務実績の評価対象期間の見直し
- ⑥業務成績評価区分の適正化
- ⑦マネジメント経験の実績を評価【補償コン対象外】

3. 事務手続きの効率化

- ①入札説明書等の記載の簡素化【試行】
- ②一括審査方式の導入【試行】
- ③技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)【補償コン対象外】

■ : 新規項目

入札・契約手続きの実施方針(新規項目)

業務成績評価区分の適正化《H29.8公示から実施》

- ・現状の業務成績評価区分では、企業・技術者とも一部の配点ウェイトに集中し、入札参加者の技術評価点に差が付きにくく、競争性が低下している状況。
- ・このため、現状の業務成績を考慮した評価区分に見直し、適正化(建築コンは配点ウェイトも見直し)

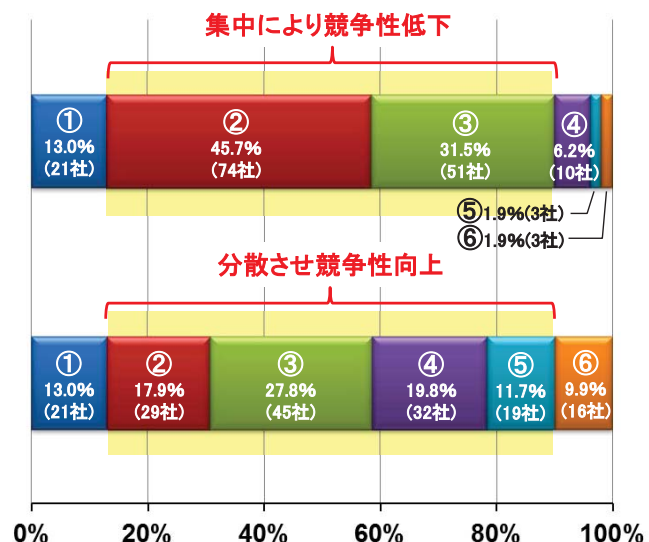
■業務成績評価区分【企業】の事例(H28年度)

※ 関東地整における業務成績(H26・27年度完了業務)を有している企業 (空港港湾を除く)

(例) 土木コンサル(162社)

	配点ウェイト	業務成績評価区分	
現 行	① 100%	78点以上	} 2点ピッチ
	② 80%	76点以上~78点未満	
	③ 60%	74点以上~76点未満	
	④ 40%	72点以上~74点未満	
	⑤ 20%	70点以上~72点未満	
	⑥ 0%	60点以上~70点未満	
見 直 し	① 100%	78点以上	} 1点ピッチ
	② 80%	77点以上~78点未満	
	③ 60%	76点以上~77点未満	
	④ 40%	75点以上~76点未満	
	⑤ 20%	74点以上~75点未満	
	⑥ 0%	60点以上~74点未満	

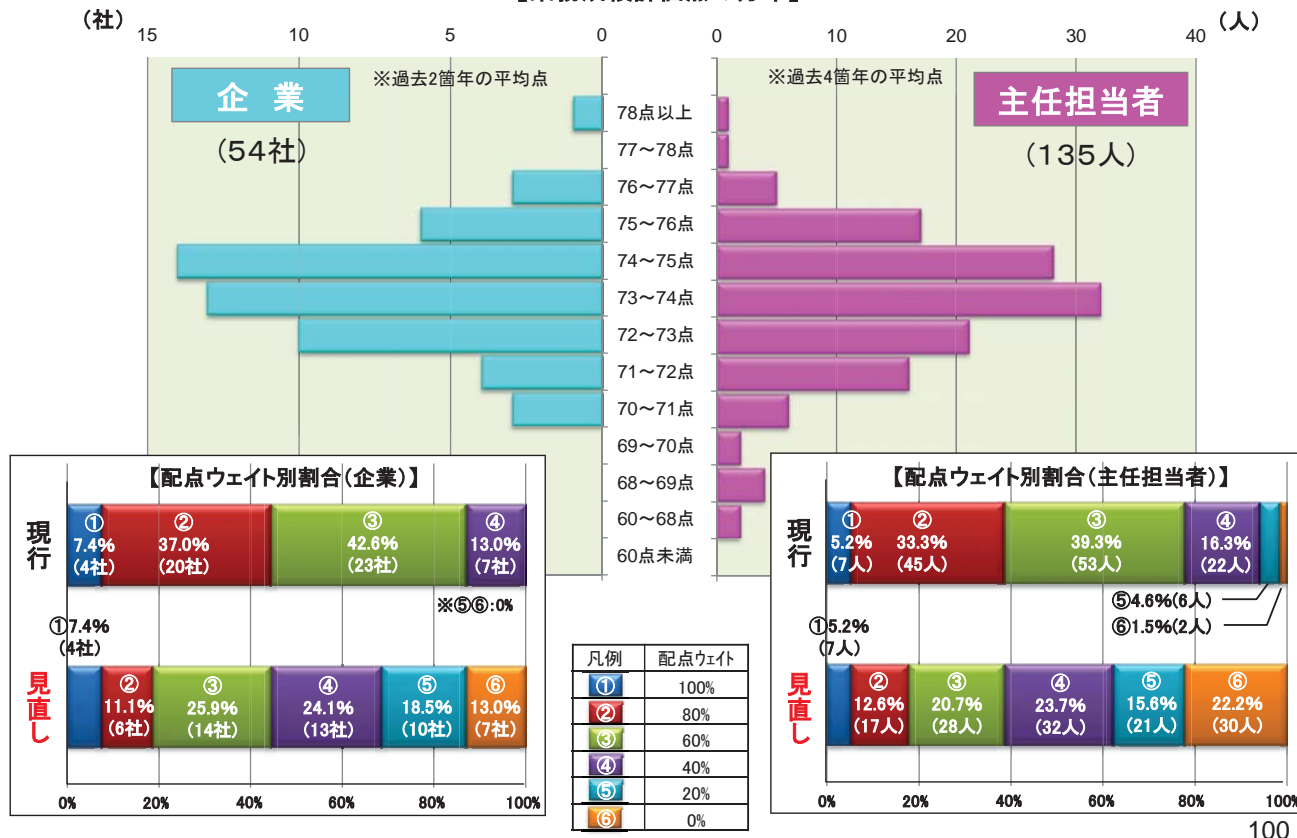
【配点ウェイト別の企業の割合】



※業務成績は過去2箇年の平均点で、60点未満の場合は欠格

■補償コンサル

【業務成績評定点の分布】



標準歩掛の検証に向けた所要作業時間等調査について

■標準歩掛の検証について

・「用地調査等業務費積算基準」については、H24年度から各業務の所要作業時間実態調査を実施し、順次標準歩掛の検証と改定実施中。

■平成29年度の調査対象業務

【用地調査等業務】

H29.4.1以降契約～履行期限H30.3.31 (予定価格100万円を超える業務)

- ・建物等の調査業務
 - 《機械設備の調査及び算定、生産設備の調査及び算定》
- ・予備調査
- ・移転工法案の検討
- ・事業認定申請図書等の作成
 - 《事業認定申請図書の作成、裁決申請図書の作成、明渡裁決申立図書の作成》

■調査対象業務の明示

調査対象となる業務は、その旨特記仕様書又は指示書等の書面で明示

■調査歩掛

調査に関する作業歩掛は、関東地整HPに掲載 (用地関係業務費積算基準における留意点について)

■調査票様式

関東地方整備局HPの「用地」の「入札契約」「用地調査等業務費積算基準について」にダウンロードサイトのリンクあり(下記参照)

《関東地方整備局HPの「用地」から》

<用地関係業務に係る所要作業時間等調査の様式等について>

平成28年度は、用地調査等業務のうち打合せ協議、作業計画書の作成、建物等の調査(建物等の残地移転要件の該当性の検討、照応建物の説明業務について、用地補償総合技術業務のうち業務計画書の作成について、用地調査点検等技術業務のうち作業計画書の作成対象業務については、以下の調査票へ業務に要した実働時間数を記入し、業務完了時に発注者あてご提出願います。なお、対象業務

(H27.4.1以降の契約～H29.3.31履行期限)

・建物等の調査(①打合せ等、②立竹木等、③機械等、④墳墓等)

(H27.4.1以降の契約～H29.3.31履行期限)**[継続]**

・予備調査業務
・移転工法案の検討業務
・事業認定申請図書等の作成業務

(H28.4.1以降の契約～H29.3.31履行期限)

・建物等の調査(建物等の残地移転要件の該当性の検討、照応建物の設計案の作成等)
・事業認定申請図書等の作成業務(裁決申請図書の作成、明渡裁決申立図書の作成)
・再算定業務
・補償説明業務
・用地調査等業務(打合せ協議、作業計画書の作成)
・用地補償総合技術業務(業務計画書の作成)
・用地調査点検等技術業務(作業計画書の作成)

[所要作業時間等調査票\(Excelファイル\)をダウンロードできます。\[外部サイト\]](#)

[用地関係業務費精算基準における留意点について\[PDF:25KB\]](#)

《本省HPから》

用地関係業務に係る所要作業時間等調査の実施

所要作業時間等調査票等(Excelファイル)をダウンロードできます。

- 建物等の調査業務(①打合せ等)の調査票 □
- 建物等の調査業務(②立竹木等)の調査票 □
- 建物等の調査業務(③機械等)の調査票 □
- 建物等の調査業務(④墳墓等)の調査票 □
- 予備調査業務の調査票 □
- 移転工法案の検討業務の調査票 □
- 事業認定申請図書等作成業務の調査票 □
- 《総合業務・業務計画書作成》調査票 □
- 《点検業務・作業計画書作成》調査票 □
- 《用地調査等業務・建物等の調査(残地移転要件等)》調査票 □
- 《用地調査等業務・再算定》調査票 □
- 《用地調査等業務・事業認定申請図書等の作成》調査票 □
- 《用地調査等業務・打合せ協議等》調査票 □
- 《用地調査等業務・補償説明》調査票 □

ご静聴ありがとうございました。

○補償コンサルタント業務に関する問合せ
用地部用地企画課 システム係

電話:048(600)1358(用地企画課直通)